

第20回 地方法人課税のあり方等に関する検討会 議事次第

平成26年10月7日(火)
9:15～11:00
2号館7階省議室

1 開会

2 議事

- ・「地方法人課税のあり方等について」のヒアリング

日本商工会議所

全国商工会連合会

全国中小企業団体中央会

全国知事会

全国市長会

3 閉会

配布資料

- ・(資料1) 地方創生につながる地方法人課税改革を(日本商工会議所資料)
- ・(資料2) 地方法人課税のあり方等について(全国商工会連合会資料)
- ・(資料3) 外形標準課税の適用拡大について(全国中小企業団体中央会資料)
- ・(資料4-1) 地方法人課税について(石井委員提出資料)
- ・(資料4-2) 地方税財源の確保・充実等に関する提言(全国知事会(地方税財政常任委員会)資料)
- ・(資料5) 平成27年度都市税制改正に関する意見(全国市長会資料)
- ・(資料6-1) 「地方法人課税の偏在是正」について(汐見委員提出資料)
- ・(資料6-2) 平成27年度税制改正に関する要望(全国町村会資料)

平成26年10月7日

資料1

地方創生につながる地方法人課税改革を

1. 商工会議所の概要と、地域振興への取り組み
2. 中小企業が地域に果たしている役割
3. 中小企業をめぐる現状
4. 地方法人課税改革に関する考え方

広域かつ多様な主体と連携し、地域の中核として、地域の再生、中小企業の成長を強力にバックアップ

○ 商工会議所の役割

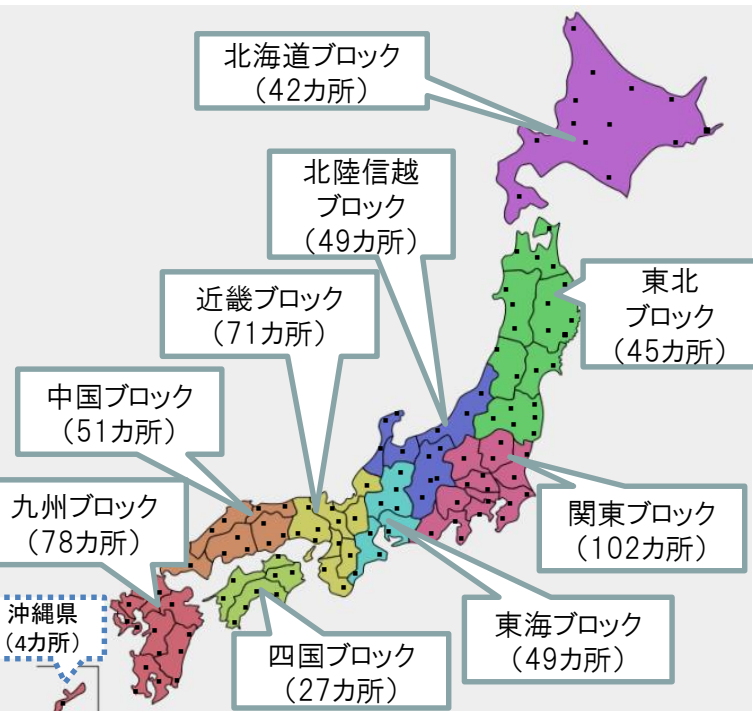
<各地商工会議所の役割>

地域の総合経済団体として、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資する。

<日本商工会議所の役割>

全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内及び国外の経済団体と提携すること等によって、商工会議所の健全な発達を図り、わが国商工業の振興に寄与する。

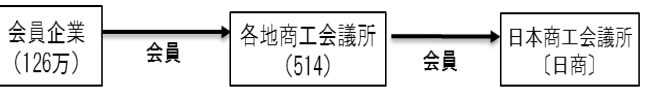
○ 商工会議所地区（514商工会議所）



※全国の都市部に商工会議所が設置されている。

○ 商工会議所の組織構成

※126万事業所を有する会員組織である一方、地域経済全体の活性化も支援



日本商工会議所・東京商工会議所 会頭 三村 明夫
< (新日鐵住金株) 相談役 名誉会長 >
※大阪ほか主要都市商工会議所の会頭が、日本商工会議所の副会頭を務める。

○ 地区内商工業者の30.0%が加入
○ 会員の約94%が、中小・小規模事業者

○ 商工会議所の主なミッション

(1) 政策提言 一 商工業者の意見を集約して政府や自治体に対し意見具申一

- 会員訪問や各種会議開催を通じた会員企業との積極的なコミュニケーション
- 経済政策や復興対策、社会保障制度、税制、経済連携、教育、環境などの重要政策課題から、中小企業に対する個別施策まで、幅広いテーマについて意見具申

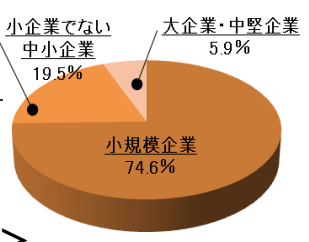
(2) 中小企業の活力強化 一元気な中小企業を増やし育てる経営支援一

- 中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援
- 創業・経営革新への挑戦支援
- 中小企業の国際化支援
- 検定事業を実施し、時代に対応した産業人材を育成

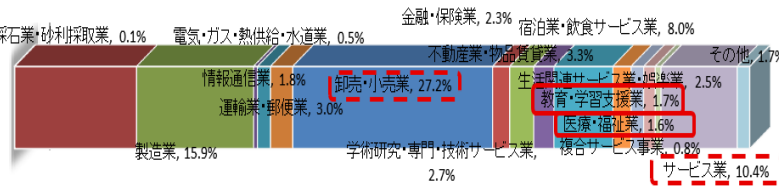
(3) 地域経済の活性化 一 行政や市民との連携を通じた「地域を守る」活動一

- 「まちづくり3法」を活用した中心市街地の活性化支援
- 地域資源を活用した産業振興、地域ブランド力の育成強化、観光振興
- 地域コミュニティの維持、社会福祉の増進

<会員企業の内訳>



<会員企業の業種別構成>



514商工会議所(126万会員、約95%が中小企業)の活動

中小企業の成長への取り組みを強力に支援

全国規模での震災復興支援

<遊休機械無償マッチング支援プロジェクト>

◆被災事業者の本格的な操業に向け、商工会議所ネットワークを活用し、被災事業者に全国の会員企業から提供された遊休機械のマッチングを行い、無償で提供する事業を展開。



平成25年度実績(23年度からの累計) 会員企業241社に対して、2,338点を提供

創業・経営革新の推進

◆創業塾事業(H11～H22に実施)では、創業希望者に実践型の研修の場を提供。「4人に1人」が実際の創業に結びつくなど、創業率の向上に大きく貢献。経営革新支援についても、経営革新塾において、平成14年度から23年度まで、多数の事業者に取り組み機会を提供。

◆市区町村と商工会議所等が連携し創業支援に取り組む「創業支援事業計画」で、会議所地区154件中149件で関与。

創業塾:5.8万人、経営革新塾:2.5万人に機会提供

地域再生の中核としての活動を展開

中小企業の経営を総合的にサポート

◆小規模企業に対して、全国各地の商工会議所に配置された経営指導員が窓口相談・巡回指導を実施。伴走型で支援。

◆人事、労務、財務などの経営相談はもとより、金融相談、さらには税務や記帳指導など、きめ細やかな経営支援を展開。



平成24年度実績:約171万件
・巡回:約89万件
・窓口:約82万件

約5,300名の経営指導員等がサポート

観光振興

歴史的資源の「再発見」と「学び」による観光振興(静岡商工会議所)

◆人気の高い徳川家康公に着目し、「徳川みらい学会」を設立、市内に限らず幅広いファンの獲得が実現。

◆あわせて、静岡浅間神社の造営携わった職人の技術に着目した地場産業への産業観光にも取り組んでいる。

全国商工会議所観光振興大会2013inいわて

◆「全国商工会議所観光振興大会2013inいわて」を開催(7月、1,116名参加)。「絆」で観光による復興の加速を目指す「いわてアピール」を採択。「きらり輝き観光振興大賞」も表彰。



まちづくり

土地の所有と利用を分離した商店街マネジメント(高松商工会議所)

<中小企業の声>
・中心市街地の空き店舗が目立つと、地域全体の活気が失われる

商店街の地権者等の出資で設立したまちづくり会社が、地権者と定期借地契約を締結。コンセプト策定からマーケティング、施設デザイン等のプランニングまで行い、商業施設を整備。

土地の使用権をまちづくり会社が一括して持つことで、利害調整に手間取ることなく、商店街自身の手でテナントミックスを実施。

コンパクトで賑わいのあるまちづくりを推進「まちづくり三法」

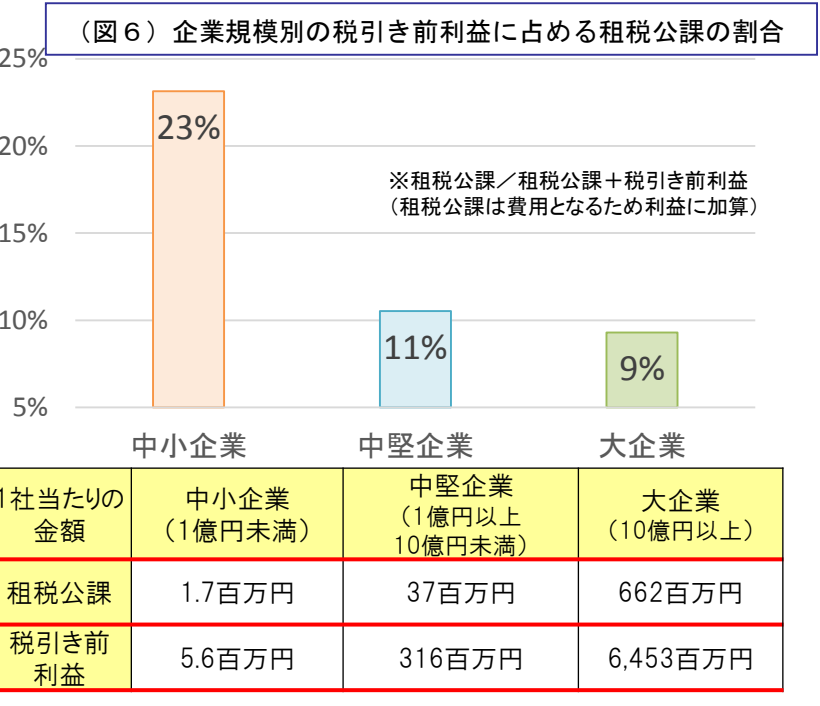
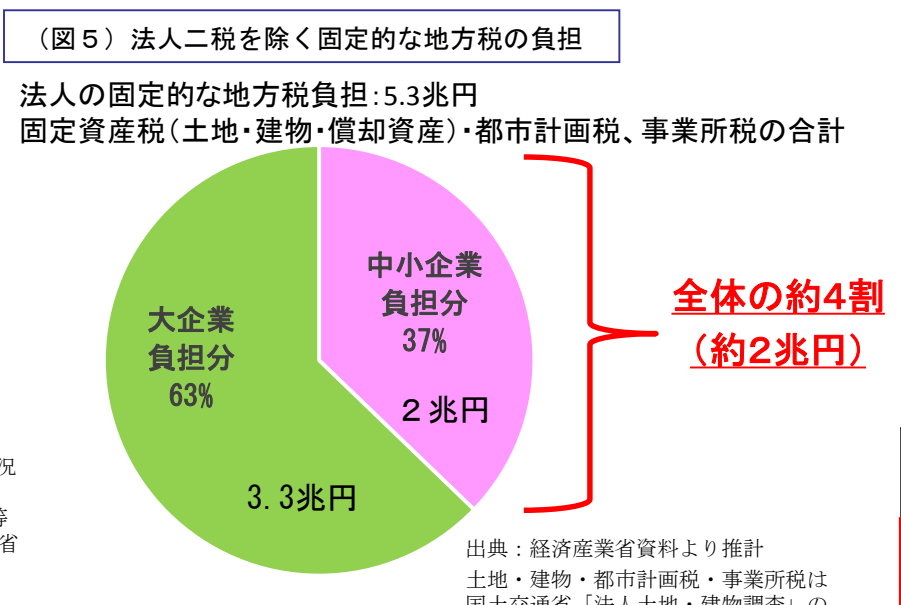
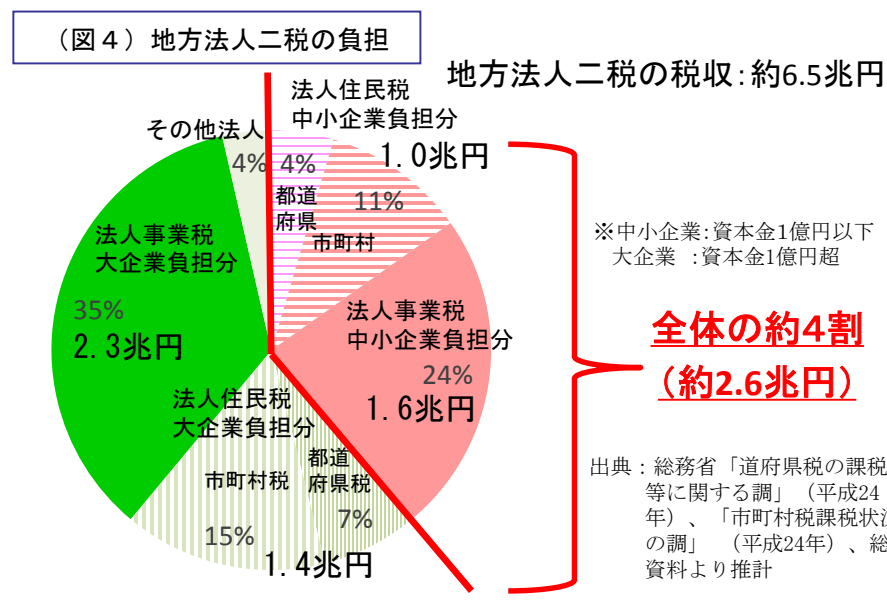
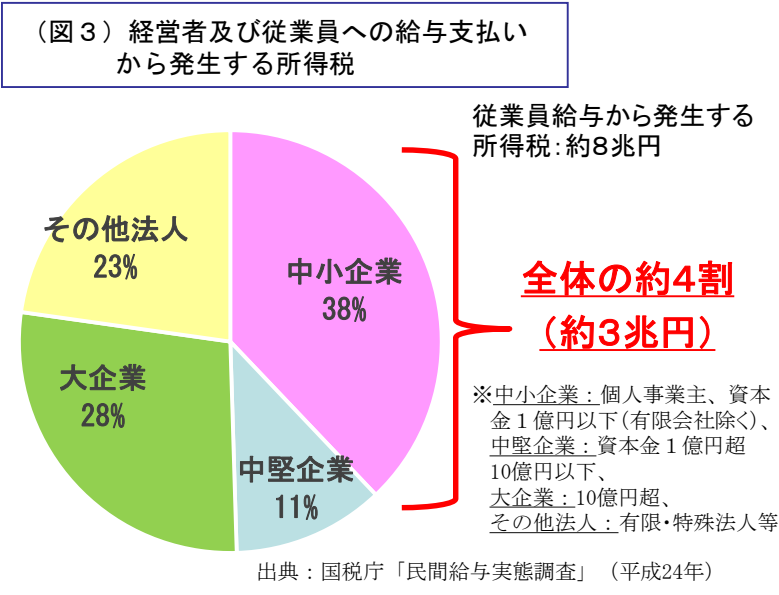
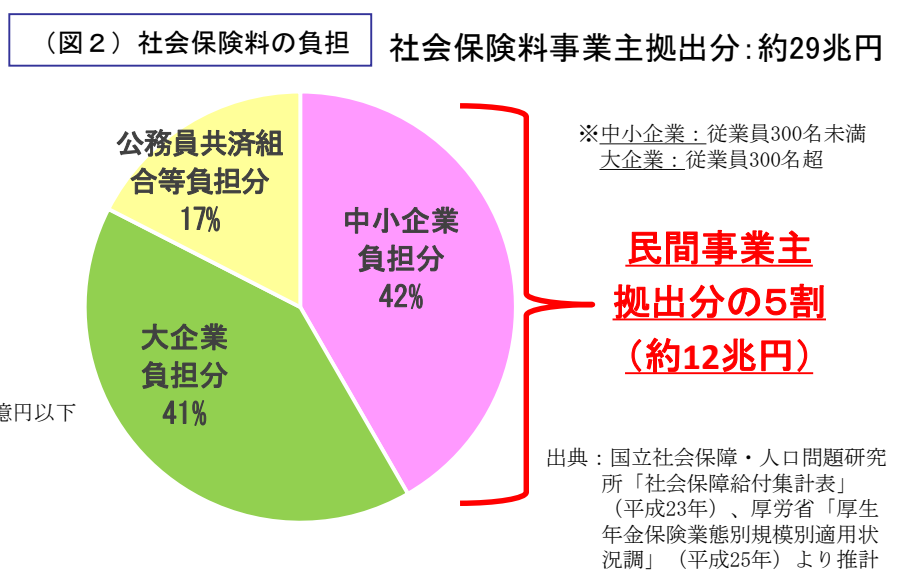
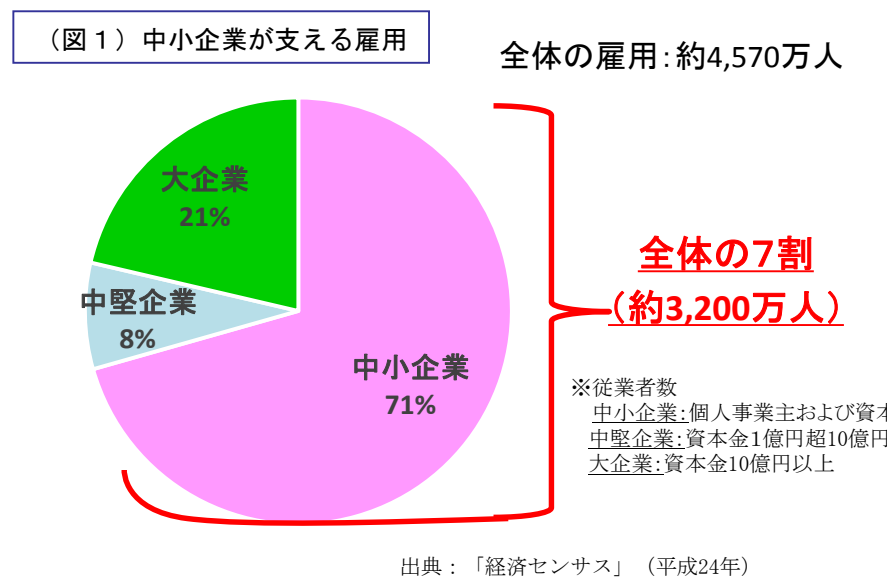
◆全国153の中心市街地活性化協議会のうち、138カ所(90%)で商工会議所が中心的な役割。地域のまちづくりを強力に推進。

(中心市街地活性化基本計画の認定実績119市122区域のうち113市116区域が商工会議所エリア)。



中小企業は、雇用を通じて地域と財政に大きく貢献。地方税も応分負担

- 厳しい経済状況の中、中小企業は赤字法人であっても、雇用を通じて地域と財政に大きく貢献し、地方税も応分負担している。
- 中小企業が抱える雇用は3,200万人と全体の雇用の7割。社会保険料の事業主負担分は約12兆円と民間事業主拠出分の約5割を負担。中小企業が経営者及び従業員に支払った給与から発生する所得税は、全法人の約4割の3兆円に達する（図1～3）。
- 地方法人二税における中小企業の負担は全体の約4割、2.6兆円を負担（図4）。法人税以外の固定的な地方税負担においても約4割、2兆円の負担をしている（図5）。
- 企業規模別の税引き前利益に占める租税公課（固定資産税・自動車税・印紙税等の総額）の割合は、大企業に比べ約2.5倍の固定的な税負担をしている（図6）。



※税引き前利益の中小企業と大企業の比率は約3:7。
中小企業12兆円、大企業が27兆円。
出典: 財務省「法人企業統計(平成25年度)」

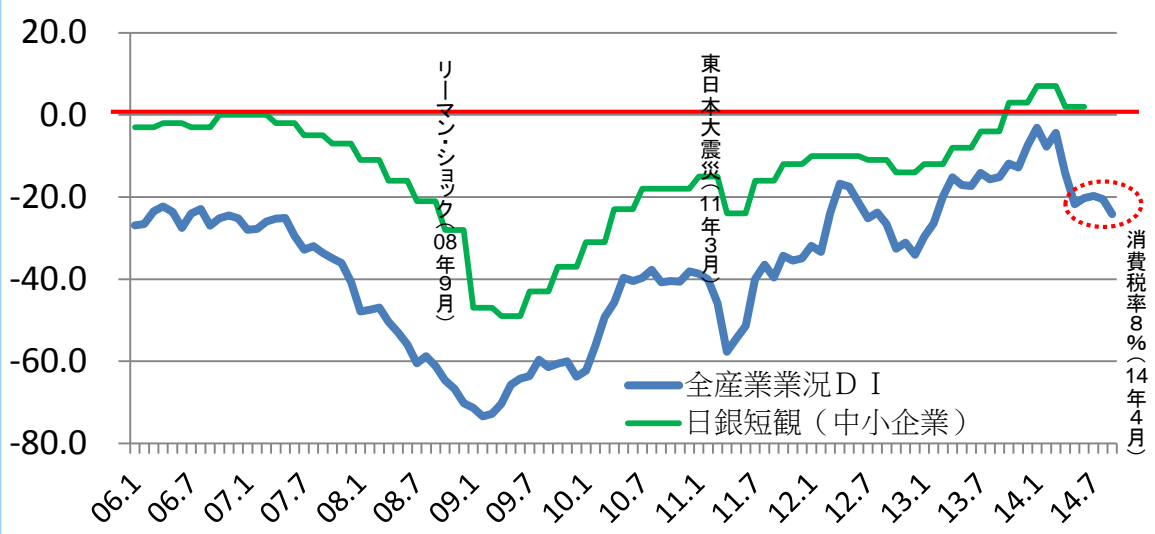
※租税公課: 固定資産税、自動車税、印紙税、収入課税の事業税(法人税等を含むものを除く)等の総額であり、法人税、住民税及び所得課税の事業税は含まれていない。
出典: 財務省「法人企業統計」(平成25年度)

中小企業をめぐる現状

中小企業を取り巻く経済状況

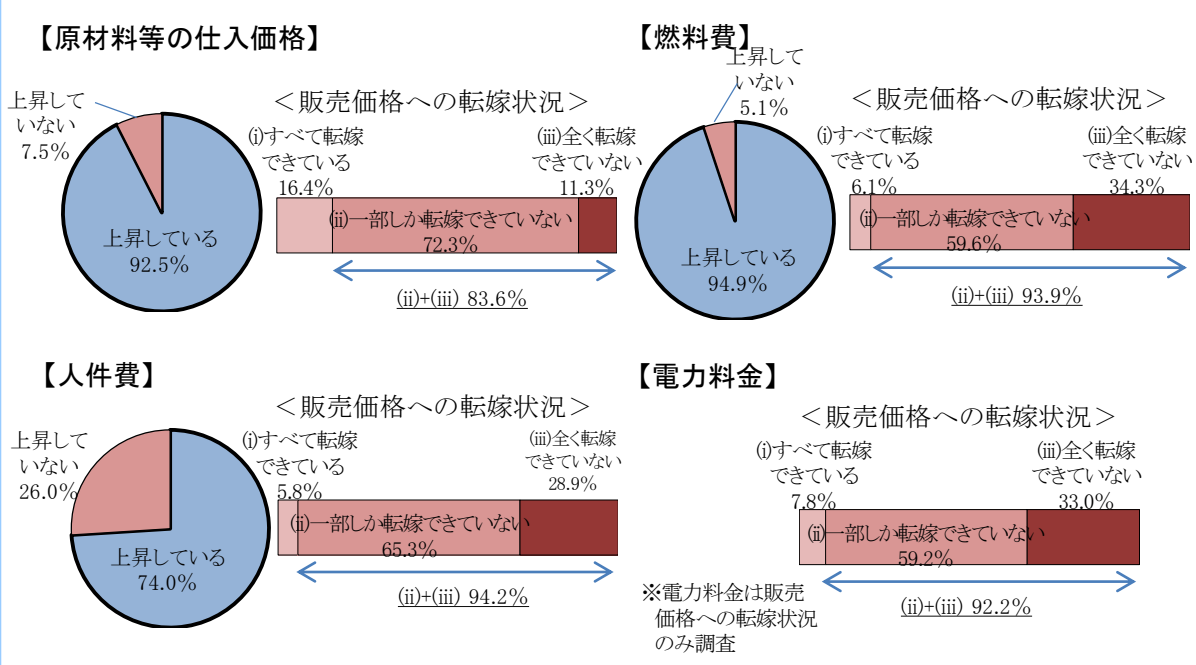
- わが国経済は、回復基調にあるものの、駆け込み需要の反動や天候不順の影響もあって、生産や消費などの経済指標に強弱が混在。
- 中小企業の景況感は、5月頃から横ばいで推移。仕入・電力料金などのコスト増や人手不足に伴う生産・営業活動への影響に加え、人材確保のための賃上げによる負担増（図8）などから、回復に力強さを欠き、まだら模様（図7）。

（図7）商工会議所LOBO（早期景気観測）全産業業況DIの推移



※LOBO調査：全国の422商工会議所が3,150企業にヒアリング。業況や売上など「中小企業が肌で感じる足元の景気感」のほか、直面する経営課題等について調査を実施し、毎月末に公表。対象は、小規模企業・個人事業主が中心
 ※日銀短観：対象としている中小企業は、「資本金2千万円以上1億円未満」
 出典：商工会議所LOBO（早期景気観測）

（図8）コスト増の状況及び販売価格への転嫁状況



出典：日商「商工会議所LOBO（早期景気観測）調査」（H26年8月）

中小企業の実態

- 全企業数の99.0%（250万社）が資本金1億円以下の中小企業（図9）。
- 中小企業は利益率が2.1%と大企業の4割程度（図10）。
- この20年間、法人数は横ばいだが、年間約9.5万社の新規法人登記があることから、新陳代謝は進んでいる（図11）。
- 中小企業は役員給与や交際費を多大に計上し、赤字にしているとの指摘があるが、小規模企業の平均役員給与は約500万円と低い水準にあり、過大に役員報酬を得ているわけではない（図12）。
- 赤字法人が7割との指摘があるが、単年度損益で見ると約6割（150万社）が黒字企業（図13）。

（図9）企業規模別の法人数 法人数合計：253万社

	資本金	法人数	割合
中小企業	1億円以下	250万社	99.0%
中堅企業	1億円超～10億円以下	1.7万社	0.7%
大企業	10億円超	0.7万社	0.3%
合計		253万社	—

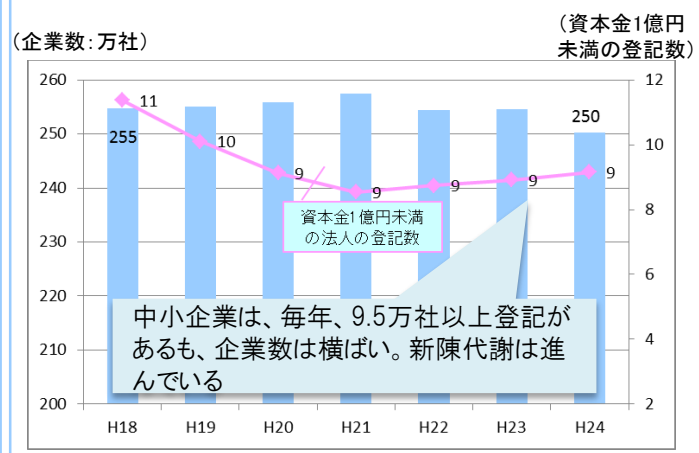
出典：国税庁「会社標本調査」（平成24年度）

（図10）営業利益率の状況

	資本金	平均売上高	平均営業利益	売上高営業利益率
中小企業（1億円未満）		2億3千万	5百万円	2.1%
中堅企業（1億円以上10億円未満）		90億円	3億円	3.4%
大企業（10億円以上）		1,086億円	54億円	5.0%

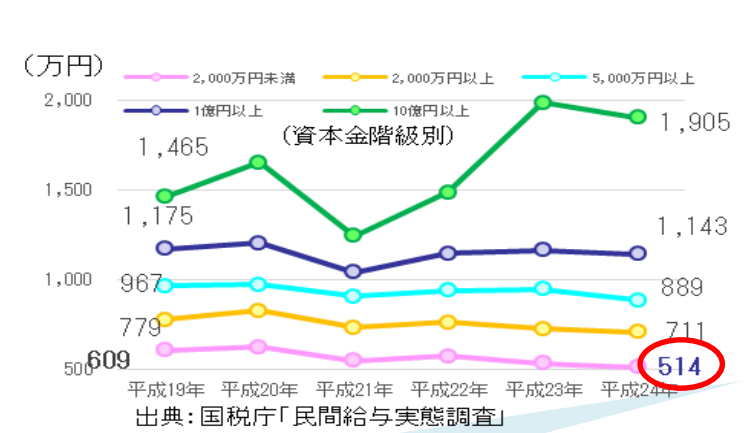
出典：財務省「法人企業統計」（平成25年度）

（図11）中小企業の登記数と申告法人数の推移



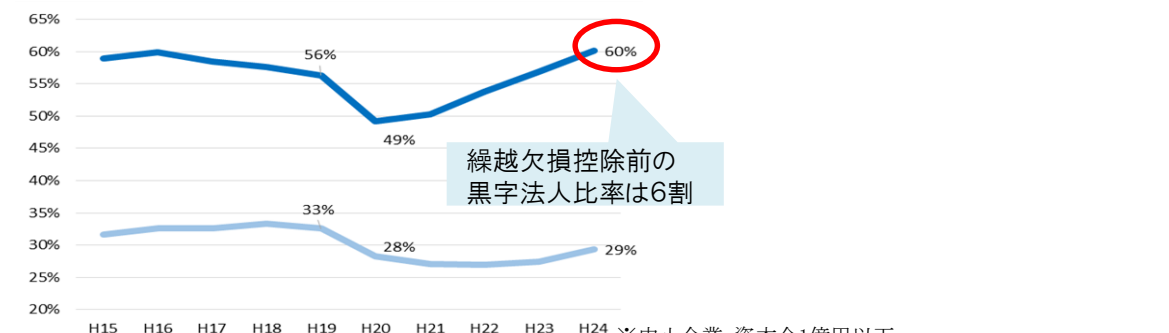
※企業数は平成21年までは資本金1億円未満、平成22年以降は資本金1億円以下の法人数
 出典：国税庁「会社標本調査」、財務省「登記統計」

（図12）規模別の役員給与の推移



出典：国税庁「民間給与実態調査」

（図13）繰越欠損控除前・控除後 黒字法人比率（中小企業）



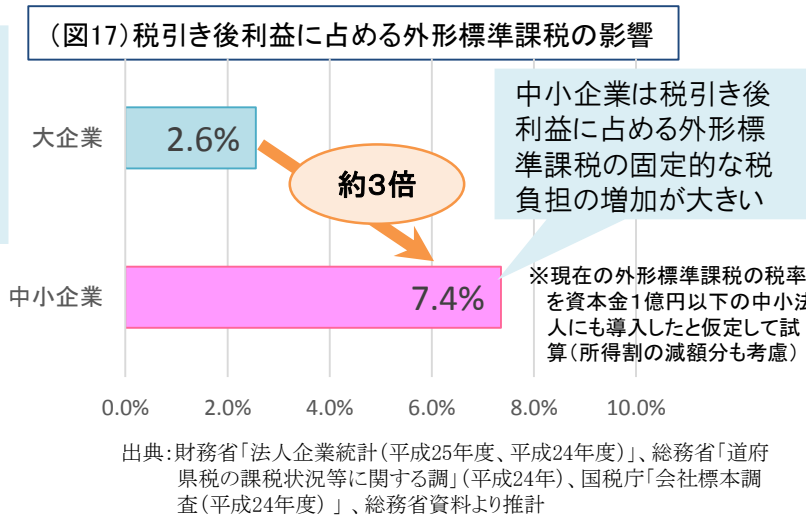
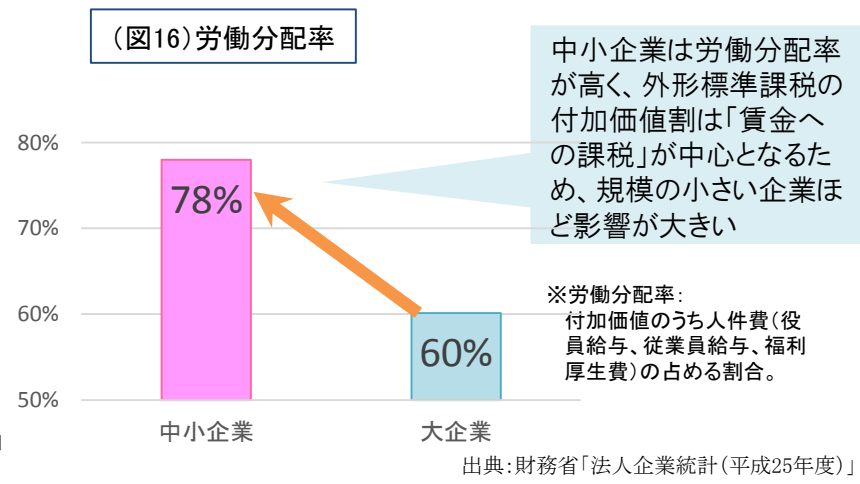
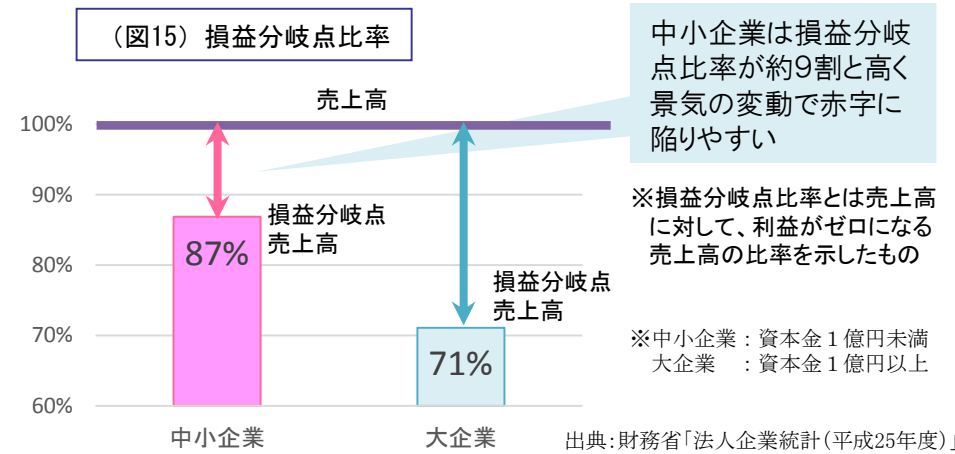
※中小企業：資本金1億円以下（H15～19年度は資本金1億円未満）
 出典：国税庁「会社標本調査」

地方創生につながる地方税改革の実現

- 地方税は、安定的かつ偏在性の少ない税源が望ましく、景気による税収変動や地域の偏在性の大きい、地方法人二税に過度に依存している状況は是正すべき。
- 商工会議所は、持続可能な社会保障制度の構築、安定した地方財源の確立のため、消費税率10%への引き上げについては容認している。消費税率10%への引き上げにあたっては、経済情勢や転嫁の実態をきめ細かく検証することが不可欠である。他方、社会保障と税の一体改革の本質的な目的や国際的な信認の観点から十分踏まえ、引き上げに向けた経済の環境整備していくことが強く求められる。
- 地方法人二税は国に税源移譲し、法人課税は国として引き下げていくべき。地方財源の確保については、地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を踏まえ、個人住民税や地方消費税等を含め地方税全体でそのあり方を検討すると同時に、地方交付税制度の見直し（地方への配分の見直し、地方自治体の行革努力の反映）も図るべきである。

外形標準課税の適用拡大は断固反対

- 中小企業は、損益分岐点比率が約9割と高く、収益率の低い経営を余儀なくされており、否応なく赤字・黒字を繰り返している。外形標準課税が適用されると固定的負担が増加し、多くの中小企業が成り立たなくなる（図15）。
- 中小企業の付加価値額の8割は人件費であり、外形標準課税が適用されると中小企業は賃上げや雇用を抑制するため、政府の賃上げの政策と逆行する（図16）。
- 地方においては中小企業が雇用の8割を支えている。外形標準課税が適用されると、雇用を抑制せざるをなくなり、政府の政策の柱である地方創生にも逆行する。
- 仮に、現在の外形標準課税を中小法人に拡大した場合、中小企業は税引き後利益額が7.4%減少し、大企業の約3倍の影響を受ける（図17）。
- 賃金課税である外形標準課税は、海外でもまれな税制。導入していた国でも廃止される傾向にある。



法人に係る地方税の見直し

- 企業の「設備投資」の負担増加をもたらす固定資産税の見直し
 - ・企業の設備投資における継続的な負担増をもたらす固定資産税については見直しを図るべきである。
- 企業の前向きな成長を阻害する「事業所税」の廃止
 - ・課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっており、中小企業の成長に向けた前向きな企業活動を阻害しており、廃止すべきである。

法人住民税均等割の資本金基準について

- ・資本金の額に応じて、企業の規模は明確に異なっており、資本金が企業活動の規模を表している。

資本金階級別	売上高	営業利益	税引き前利益	付加価値額	1人当たり役員賞与・給与額	従業員数
1千万円未満	70	0.4	1	21	3.8	4
1千万円以上1億円未満	3,573	97	100	706	5.5	20
1億円以上10億円未満	9,000	303	316	1,601	10.6	216
10億円以上	108,548	5,386	6,452	17,583	17.7	1,429

単位：百万円

資本金額によって企業の規模は明確に異なる。

出典：財務省「法人企業統計（平成25年度）」

地方法人課税のあり方等について

平成26年10月7日
全国商工会連合会

1. 商工会とは

■商工会とは

- ・地域で事業活動を行う商工業者の集まり
地域に密着した唯一の総合経済団体

■商工会の役割

- ・地域の商工業者の総合的な振興発展
併せて社会一般の福祉の増進
- ・中小・小規模企業の経営支援（相談・金融・税務・労務等）
- ・地域の商工業者が活動しやすい事業環境の整備
- ・セミナー・イベント等の実施
- ・まちづくり等地域活性化の取組み

会員 84.7万

他に青年部員 43,116人 女性部員 105,267人

市町村商工会 1,671

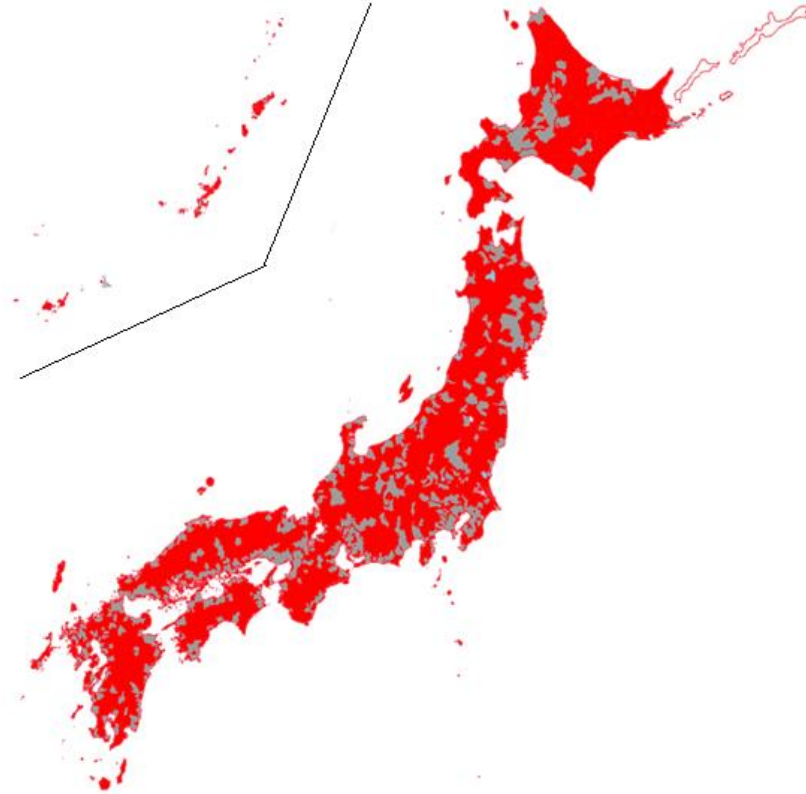
職員総数 10,780人（1商工会平均6.4人）
うち経営指導員 4,236人

都道府県商工会連合会 47

職員総数 1,123人（1県連平均24.0人）
うち専門経営指導員等 395人

全国商工会連合会

職員総数 42人



■商工会地区（上図の赤い部分）は、国土の約3/4を占め、全商工業者の約1/3が存在する。

■商工会地域の課題

- ・地域間格差拡大
- ・地域コミュニティの弱体化
- ・生活者不便の増大など

■商工会は、商工会法（昭和35年5月20日法律第89号）に基づき設立された特別認可法人

1. (1) 商工会の経営支援

■地域の商工業者の支援を行う。

商工会は、地域内における中小企業者の経営に関するさまざまな相談や悩みにお応えしています。

特に小規模企業に対しては、巡回・窓口相談を中心に金融・税務・労務・経理・戦略的経営・情報化・人材育成・共同事業・新規創業・共済などのきめ細かな相談事業を中心とした経営支援を行っています。



『商工会は、行きます・聞きます・提案します』をキャッチフレーズに支援を行っています

<経営支援の実績>

経営相談数：304万件/年

(経営指導員一人当たり716件/年)



起業支援の体制を強化



商談会を開いて、特産品を活かした新商品の販路開拓を支援



中小企業の経営に役立つセミナーの企画・運営も実施



地域の事業者をコーディネートして、新商品開発を支援

1. (2) 商工会の地域活性化支援

■ 地域社会の活性化に取り組む。

商工会は「総合経済団体」また小規模企業の「経営支援団体」として、役職員一体となって、豊かな地域づくりと商工業の地域発展のために取り組んでいます。

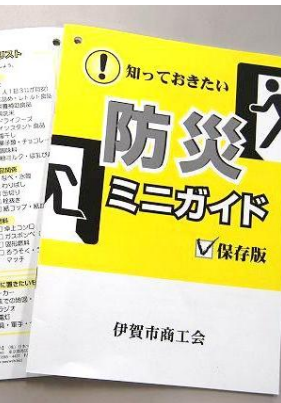
例えば、消防団等防災や子育て支援（地域課題への取組やボランティア）、地域のまつりや産業祭等の企画、商店街イベント、観光・交流事業や市町村の地域振興計画への参画・提言等まちづくりの事業を行い、地域活性化について、それぞれの地域に応じて様々な取組を行っています。



中山間地での移動商店街



デマンドタクシーは、高齢者等の買い物支援と商店街の売上アップに貢献



BCP(事業継続計画)を支援

商店街の活動もサポート

お祭りで地域経済を活性化

まちおこしイベントで人気商品に

移住促進の取り組み

2. 中小・小規模企業の現状

○デフレ、円高、グローバル競争等が継続するなか、中小企業、とりわけ小規模企業は、厳しい経済環境に直面しており、企業数は激減。直近のわずか3年間で35万社が減少。

○日本は2011年から本格的な人口減少社会に。平成16年から22年までの人口増加率を見ると、大都市圏及びその周辺、沖縄県以外は、すべて人口が減少。

【中小企業数の推移】

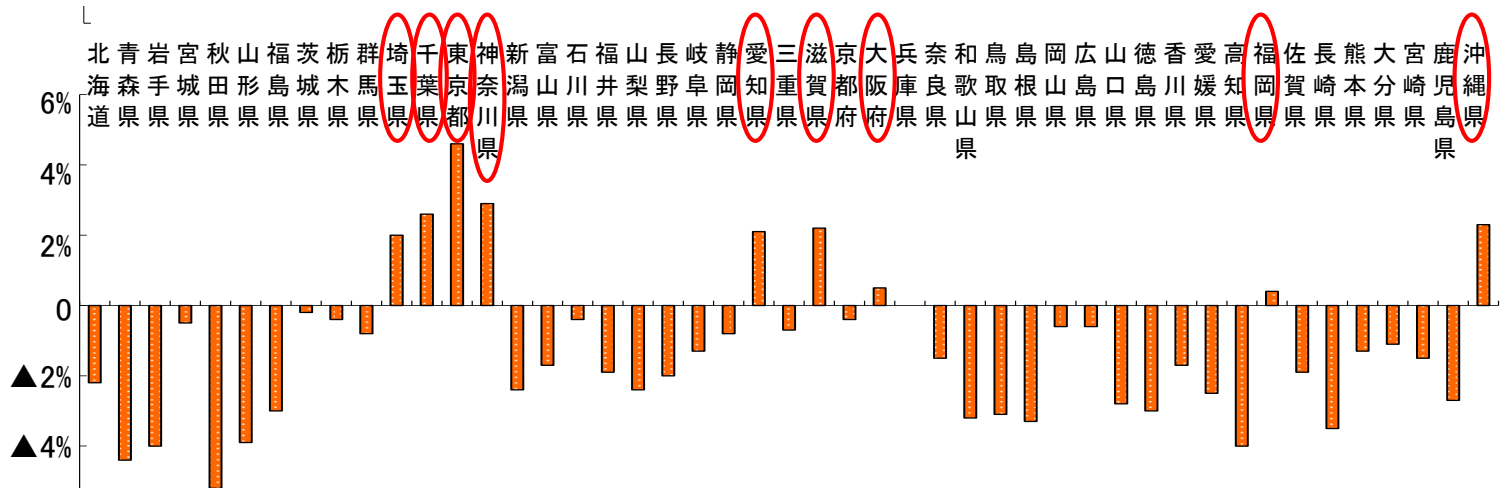
(単位:万)

	H3	H8	H13	H18	H21	H24	H3~H13	H13~H24
製造業	74	66	55	46	45		▲25.7%	
非製造業	446	441	414	374	375		▲7.26%	
合計 (うち小規模計)	520 (459)	507 (448)	469 (410)	420 (366)	420 (367)	385 (334)	▲9.8% (▲10.67%)	▲17.91% (▲18.54%)

出所: 中小企業白書(総務省「事業所・企業統計調査」「平成21年経済センサスー基礎調査」「平成24年経済センサスー活動調査(速報値)」加工)

【人口増加率】

H16~H22

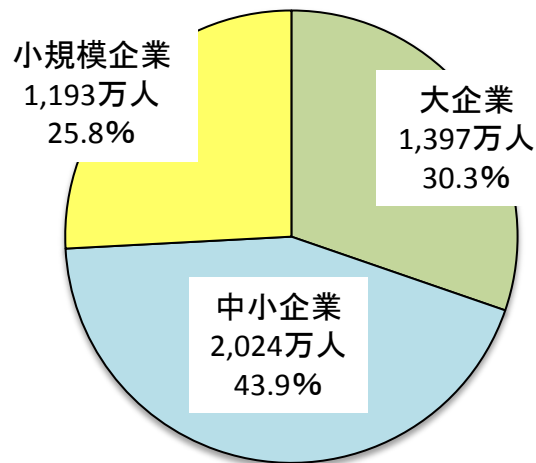


2. 中小・小規模企業の現状

○雇用の状況を見ると、中小・小規模企業が約7割を占めており、地域雇用の主要な担い手となっている。

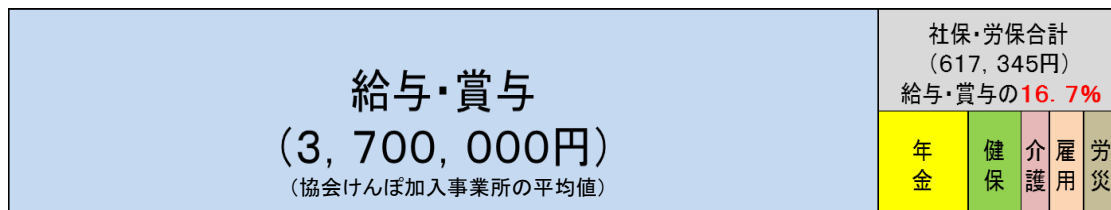
○中小・小規模企業にとっては、税・社会保障の負担感が大きく、法人税の負担軽減等の特段の配慮が必要。

【従業員数】 (2012年、4,614万人)



出所:総務省・経済産業省「平成24年経済センサスー活動調査」再編加工

【従業員を1名雇用した場合の社会保険・労働保険の事業主負担分のイメージ】 ※全国連試算



【社会保障負担の増加】

協会けんぽ保険料率
8.2→**10.0%**
平成21→25年度

厚生年金保険料率
13.58→**18.30%**
平成15→29年度

3. 小規模企業振興基本法の制定

○かかる現状を踏まえ、平成26年6月、小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系を構築するための「**小規模企業振興基本法**」が成立。

- 「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を積極的に評価することを基本原則として位置づけ。
- 国・地方公共団体は基本原則に則り施策の策定・実施の責務を有する旨を明記。
- 政策の継続性・一貫性を担保するための基本計画（5年間）を政府が策定。

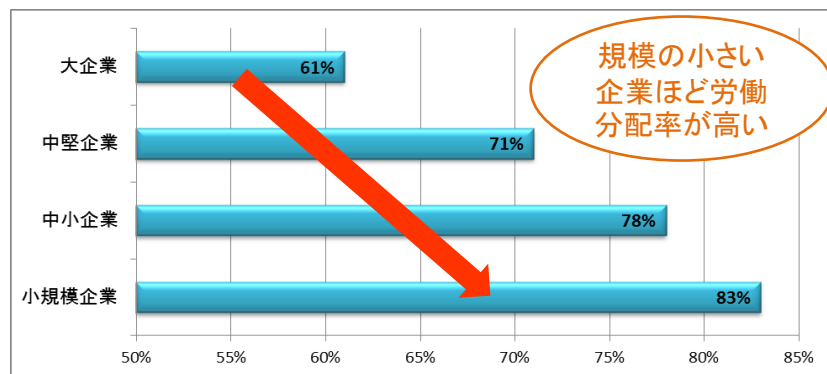
4. 地方法人課税のあり方等について

(1) 外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対

○従業員への給与総額や資本金を課税対象とする外形標準課税を**中小企業にも新たに適用**することは、地域の雇用維持を困難にし、賃金引上げを抑制することとなり、現在、政府が進めている賃金引上げの流れに逆行するものである。

○担税力が低く資金繰りが困難な赤字中小法人に対して新たな負担を強いるばかりでなく、黒字中小法人であっても増税となることが懸念され、地域を支える中小法人の経営に多大な悪影響を与え、ひいては、地方経済を壊滅的な状況に追い込むこととなるため**絶対反対**である。

【法人の労働分配率】



- 外形標準課税（付加価値割）は「賃金への課税」そのもの。
- 付加価値割の7割は「報酬給与額」。外形標準課税の対象拡大は、利益水準が低いながらも歯を食いしばって雇用を支えている中小・小規模企業に、「賃金課税」を導入することであり、**政府の重要課題である「デフレ脱却」に真っ向から反するもの**。
- 外形標準課税は、過去数年に渡る大きな議論を経て、今の結論（資本金1億円超の企業のみ対象とする）に至ったのであり、簡単に制度を変更できるものではない。
- 国際的にも、賃金を課税標準とする制度は廃止されている。

出所：財務省「法人企業統計（平成24年度）」

(2) 償却資産に対する固定資産税の廃止

○償却資産に対する固定資産税は、新たな投資意欲を削ぐだけでなく、中小企業の財務基盤を徐々に弱体化させるものであることから、**早期に廃止**すること。少なくとも、少額減価償却資産については、国税の基準と統一し申告対象から除外すること。

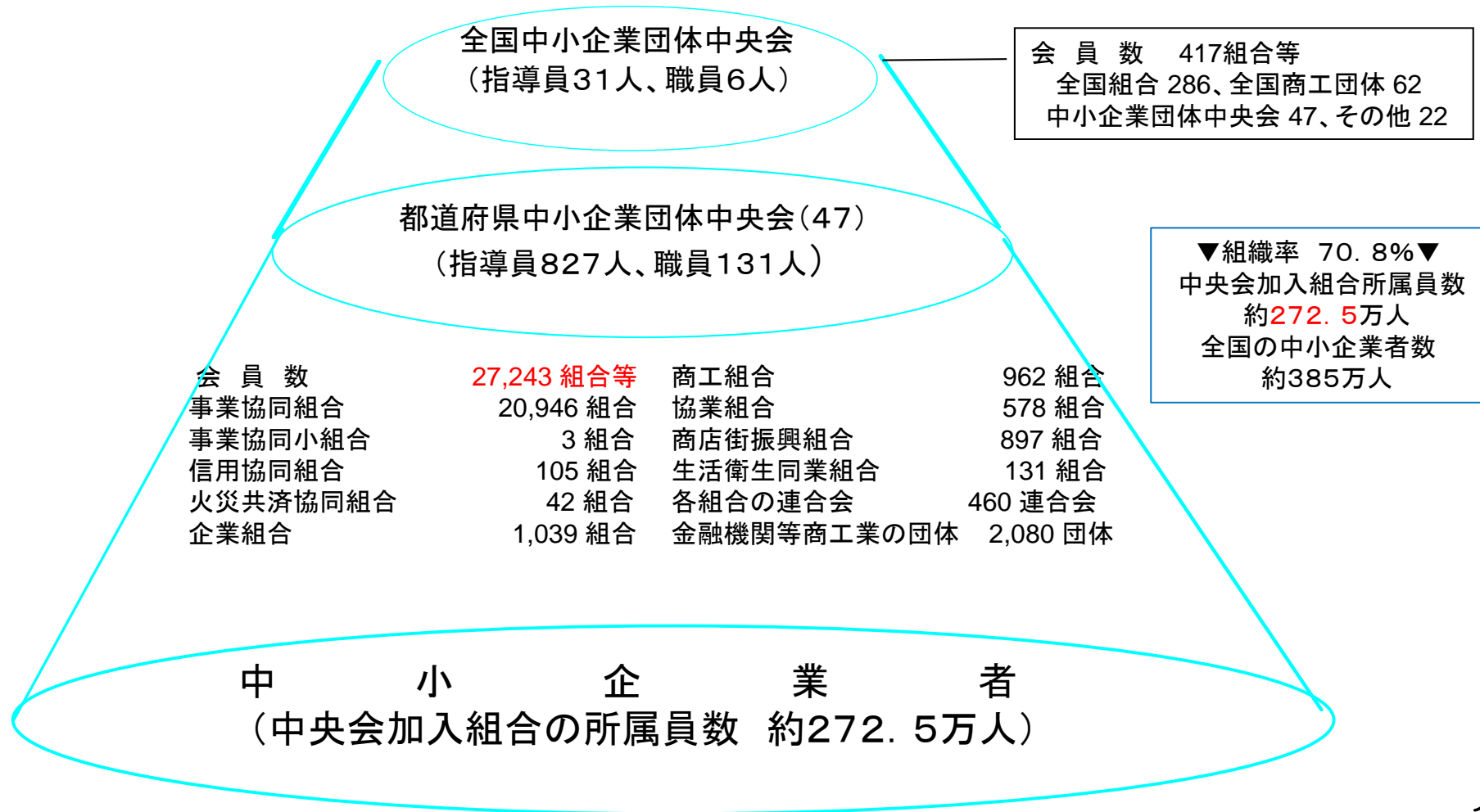
外形標準課税の適用拡大について

1. はじめに
2. 中小企業の現状
3. 中小企業組合による地域経済の活性化
4. 外形標準課税の中小企業への適用反対

平成26年10月7日(火)
全国中小企業団体中央会

1. はじめに～中小企業団体中央会組織について～

■全国約272.5万の中小企業が結集して組織している2万7千の中小企業組合等を基盤とする中小企業団体中央会は、中小企業一社一社では取り組みが困難、あるいは非効率であっても“連携・共同化”することによって、地域経済の発展に尽力しています。



2. 中小企業の現状について

(1) 中小企業月次景況調査

8月は、9指標中8指標が悪化となり、主要3指標はすべてが悪化となった。特に、天候不順・台風による影響もあり、売上高DIの悪化幅が-9.1ポイントと大きく、景況DIは5か月連続の悪化。原材料高や燃料高、電気料金の引上げ等の影響を指摘する報告が依然として多く、価格への転嫁も容易ではないことから、収益状況も厳しい。（9月22日プレス発表）



本調査は、都道府県中央会に設置されている情報連絡員〔中小企業の組合(協同組合、商工組合等)の役職員約2,600名に委嘱〕による調査結果です。
調査の対象は、情報連絡員が所属する組合の組合員の全体的な状況(前年同月比)です。

【全国各地の情報連絡員からの報告のポイント】

依然として、原材料高や燃料高、電気料金の引上げ等の影響を指摘する報告が多く寄せられており、価格への転嫁も容易ではないことから、収益状況も厳しい。

販売単価は上昇しているが、原材料費等のコストアップ分を吸収できておらず、収益状況は相変わらず悪化傾向(大阪府／毛布)

受注動向は上向き傾向にあるが、原材料の値上がり分を価格転嫁できておらず、前年同月比で収益が悪化している。(秋田県／一般機器)

前年比で売上、受注、生産は低迷しているが、収益状況の悪化がそれ以上に著しい。要因としては円安による主力原材料の高騰や電力料の負担増が大きい。(兵庫県／鋳造)

原材料、副資材、燃料等すべて高騰し苦戦している。もう限界に近づいている。(岐阜県／特殊紙)

燃料、原材料費の高騰により製品価格を値上げせざるを得ない状況であるが、取引先との値上げ交渉に苦慮している。(東京都／硝子製品卸)

販売量は増加傾向が見られるが、原油高等による調達コストアップ分を含めた価格是正が進んでいない。(愛知県／高圧ガス)

円安による材料費や燃料費の高騰で、せっかくの受注や売上の増加も増益には結び付かない。利益が増加しないと賃金や雇用を増やすことも厳しい。(神奈川県／金属製品)

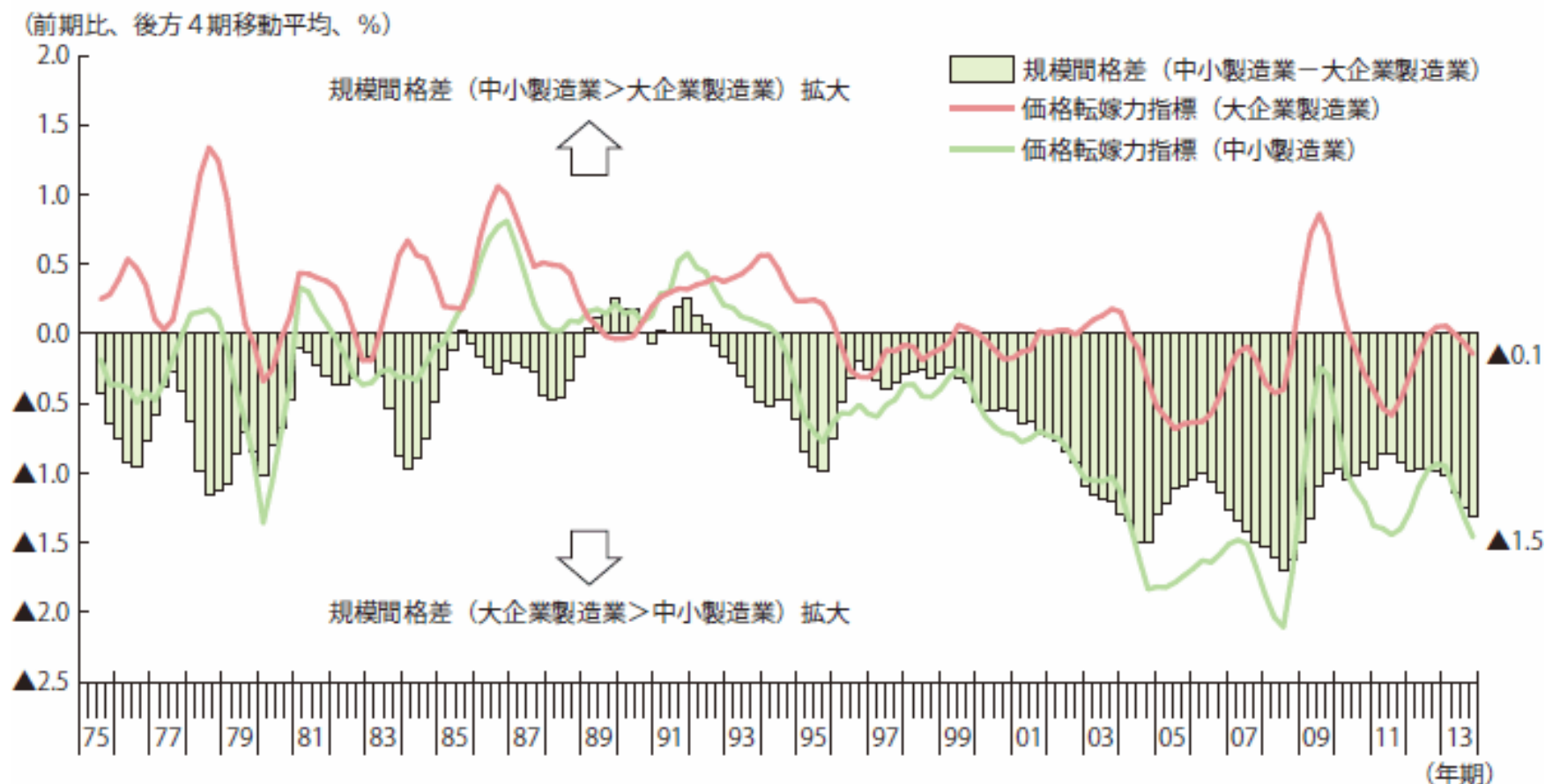
(2) 中小企業と大企業の価格転嫁力の格差について

2014年度版中小企業白書の分析によっても、中小企業と大企業の価格転嫁力の差は歴然としている。

中小企業は、消費税率引上げ分の転嫁に四苦八苦している上に、更に原材料や電気料金等の上昇分の転嫁をしていくことは非常に困難な状況にあることを理解する必要がある。

第 1-1-44 図

価格転嫁力指標上昇率の規模間格差（中小製造業－大企業製造業）



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、「企業物価指数」

2014年度版中小企業白書より

(3) 中小企業の減少による地域経済の疲弊

中小企業者数は、平成16年（外形標準課税が導入された年）の433万者から、平成24年には385万者まで約50万者も減少している。

中小企業の大幅減少により、組合員数の減少から解散を余儀なくされる組合も相次ぎ、中小企業組合数も、平成16年の4万8千組合から平成24年には3万8千組合へと、1万組合も減少した。

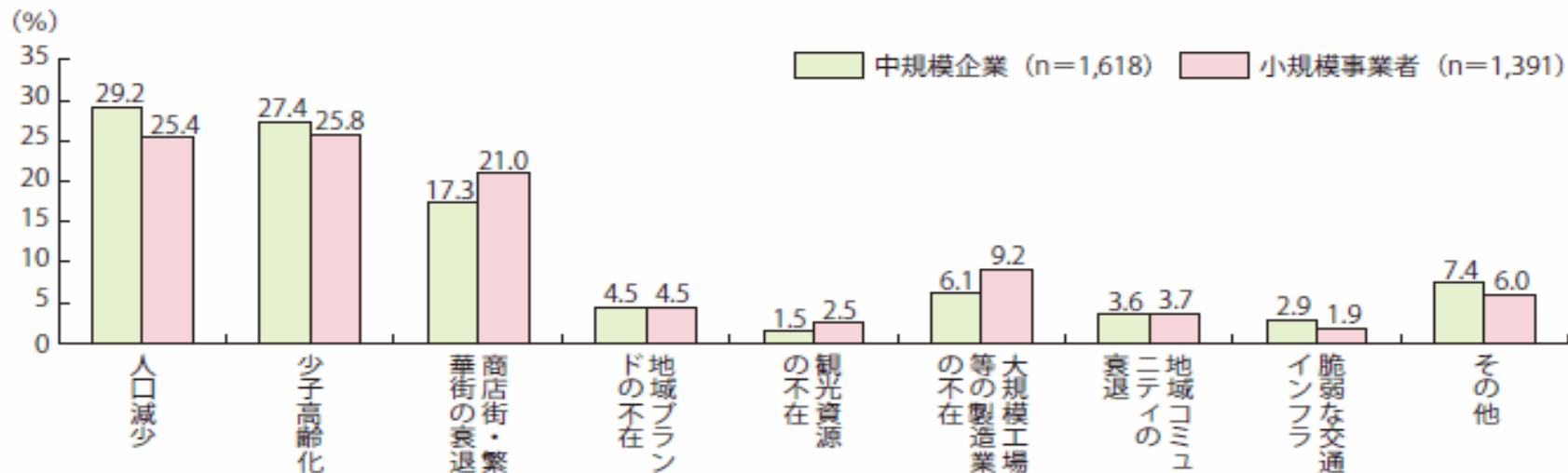
しかしながら、地域に根ざす組合等は、自治体等の組織とも連携しながら地域経済の疲弊に立ち向かい、地域を支えていこうとしている。

地域が抱える課題は下記のように多岐に亘るが、各地の組合等が、自治体等、他の組織と連携しながら一つ一つ問題解決のために積極的に活動しており、中央会としても全力で支援を行っている。

第2-2-1図

地域が抱える課題（中小企業・小規模事業者）

2014年度版中小企業白書より



資料：中小企業庁委託「中小企業者・小規模企業者の経営実態及び事業承継に関するアンケート調査」（2013年12月、(株)帝国データバンク）

(注) 地域が抱える課題について1位から3位を回答してもらった中で、1位として回答されたものを集計している。

3. 中小企業組合による地域経済の活性化（取組み事例）

(1) 商店街、地域コミュニティの衰退、脆弱な交通インフラに対する取組み

○帯広電信通り商店街振興組合（北海道、組合員数39人）

高齢者や障がい者の共生事業の一環として生鮮品や手作り加工品を販売する実験店舗「ミナミ広場」、NPO法人等と連携した御用聞き屋「べんぞう商店」をオープンした。

また、社会福祉法人慧誠会、NPO法人十勝障がい者ネットワークなどと連携して、コミュニティショップ「ミナミナ」、傾聴所「心音」、クッキーハウス「ぶどうの木」、災害一時避難所「絆」、総菜・ごはん屋「でんしん」、ぴあのかふえ「りずむ」、とかちミートパイの店「てのひら」など空店舗を活用し、各店舗等をオープンさせた。



○宇都宮オリオン通り商店街振興組合（栃木県、組合員数53人）

地域交流・休憩施設として、商店街内の空店舗を活用した「ギャラリー・カフェ」を開設。地元小学校や大学、市民団体と連携したイベントを実施。また、非営利団体「宮のにぎわい山車復元プロジェクト」と連携し、山車「火焰太鼓」の一部を復元・展示するなどした。

歩行者通行量は2.5%増加し、空店舗は15店から11店に減少した。

○元町六丁目商店街振興組合（兵庫県、組合員数45人）

神戸市から南海トラフ地震への備えとして避難マップ作成要請があり、「地震と津波を想定した避難マップ」を作成、地域住民に配布し、商店街内に設置した。また、安心・安全の観点からアーケードへの改修を行い、防犯カメラ・LED照明の設置も行った。夜間の通行量も増え、新規の出店もでてくるなどの効果が出てきている。

脆弱な交通インフラへの対応

～過疎化・高齢化による買い物弱者対策への取組例

○協同組合ながぬまショッピングパーク（福島県、組合員数6人）

送迎バス事業

○沼田市中の会商店街振興組合（群馬県、組合員数27人）

買い物代行サービス、出張商店街

○花見川団地商店街振興組合（千葉県、組合員数31人）

ボランティアドライバーによる買い物客送迎用三輪自転車の運行

○協同組合荒川ショッピングセンター（新潟県、組合員数10人）

デマンドタクシーの活用

○陽阜（ひさわ）ショッピングセンター協同組合（長野県、組合員数4人）

中山間地域における無料送迎バスサービス

○協同組合福井ショッピングモール（福井県、組合員数59人）

新規バス路線を開設（定着化までの2年間は組合が割引運賃を負担）

○協同組合三隅プラザ（島根県、組合員数5人）

御用聞き宅配サービス、移動販売サービス

(2) 農商工連携により打開を目指す

ONIDA協同組合(山形県、組合員数11人)

農機具店、建設業者、菓子店、機械部品加工メーカー等の異業種中小企業が集まって設立。「農事組合法人新田営農組合」の農業生産・加工等に関する諸活動と、米沢市で企画した異業種交流の取組をもとに、付加価値の高い農産物加工品開発が目的。加工所兼販売所の「新田ファーマーズマーケット」を建設。新たな加工品を販売している。



○中濃ミート事業協同組合(岐阜県、組合員数18人)

市場での銘柄豚間競争は激しく、オリジナルで優位性のある銘柄豚の開発が課題であり、当組合が開発事業を主導。霜降りが豊富でおいしい銘柄豚「ボーンポーク」を農商工連携の取組により開発。しもふり割合を評価する新評価基準も定め差別化が図られた。将来的には組合員と養豚業者の減少に歯止めがかかることを期待している。

(3) 組合間連携により打開を目指す

○秩父樹液生産協同組合・秩父観光土産品協同組合(埼玉県、組合員数5人・18人)

カエデ樹液は伐採せずに毎年同じ木から採取できる循環型の森林資源。地域に生育するカエデの樹液を採取し、林業の再生と森林の保全につなげることを目的として秩父樹液生産協同組合が設立された。秩父観光土産品協同組合と連携し、秩父地域の特産品として売り出すことで、森林保全だけでなく、地域経済振興にも結びついた事例。



○長崎県生麺協同組合・長崎蒲鉾水産加工業協同組合(長崎県、組合員数31人・30人)

長崎の特産品である「長崎ちゃんぽん麺」、及び「長崎カマボコ」を使って、カゴメのケチャップで味付けし、手軽に食される食品「ちゃポリタン」を開発した。

県内水産加工業者の先行きへの危機感から、「豊かな地元食材を使って長崎を元気にする」ことを目的に行政・大学等との地域活性化プロジェクトとして活動が開始され、カゴメ株式会社の「その地域にあったトマトメニューを開発しよう」という活動ともコラボしてナポリタン風に仕上げた新商品「ちゃポリタン」が完成した。地域ブランドの認証も取得し、販売目標を上回る実績をあげてきている。



(4) 地域における生き残りとグループ創業

○六日町温泉公衆浴場企業組合(新潟県、組合員数50人)

六日町地区の中心部に地元住民や登山・スキー帰りの人たちに親しまれていた天然温泉による民間公衆浴場が営業していたが、経営難により50年余りの歴史に幕を閉じた。

地域住民は、この公衆浴場が地域住民の癒しと憩いの場として地域コミュニティを支え、或いは地域外から観光客等呼び込んできた貴重な施設であったということを改めて認識。再度、公衆浴場を開設すべく、地域の有志が立ち上がり、建設資金提供者を組合員として企業組合を設立した。

サウナ室が併設された浴室と毎分40リットルのかけ流しの湯が高く評価され、初年度7ヶ月間で入浴者数は約2万人近くにのぼった。

六日町温泉
公衆浴場

源泉掛け流しの銭湯 だよん

ぼちゃ入り ころっしやい

「湯らりあ」

源泉掛け流し

サウナ完備

営業時間・年中無休

- ・温泉入浴午前10時から午後10時
- ※ 9時30分までに入館してください
- ・サウナ入浴午前11時から午後8時

六日町駅から歩いて5分
国道17号線沿い

5分!

料金表

一般料金		友の会々員料金	
6歳未満	無料	6歳未満	無料
小学生	300円	小学生	200円
中学生以上	400円	中学生以上	300円
サウナ	600円	サウナ	500円

〒949-6680
新潟県南魚沼市六日町392-3
電話 025-770-0215

公衆浴場につきタオル・石鹸・シャンプー等の備え付けは御座いません(販売品はあります)ご了承ください。

(5) 女性の社会復帰と地域介護の自立化

○企業組合夢なかま(茨城県、組合員数18人)

訪問介護事業を目的に、元看護師、介護支援専門員(ケアマネジャー)らが中心となって平成18年に企業組合を設立。以来、訪問看護や居宅介護支援などサービスを拡大している。

利用者のニーズが高かった通所介護(デイサービス)事業については、当初予定していた施設が東日本大震災により半壊。開設が危ぶまれたものの、利用者の強い後押しと組合員の努力により、代替施設を借上げることで平成23年4月に開設。

その翌年4月には、総工費4,500万円をかけ、北茨城市中郷町に新施設を建設。同施設には、専属の作業療法士1名を配置し、個別計画に沿ったきめ細かいリハビリにも対応するなど、看護の心・知識・経験を活かした介護サービスを提供。

平成25年10月には、小規模の通所介護施設を併設した有料老人ホームを開設。高齢化社会を背景に、地域の高齢者介護を支える当組合の事業に対するニーズはますます高まっている。

(6) 大学と地場産地組合等による技能継承と若手人材の確保・育成

○湖東繊維工業協同組合（滋賀県、組合員数27人）

造形大学との共同プロジェクトで「近江の麻」を用いてドレスを製作した。

これは、地元の名産を知ってもらおうと組合が湖東地域の地場産業でもある「麻」を用いたドレスの製作を大学に依頼し、学生らが麻の特長を活かしたドレスを自由な発想で考案・製作したもの。東近江市のホテルで開催したファッションショーにて、学生製作のドレスやデザイナー桂由美氏が手がけた麻ドレスもあわせて発表。マスコミ等の注目を集めた。

「近江の麻」を使ったウエディングドレス



(7) 企業間連携で成長志向を加速

○(株)試作サポーター四日市(共同出資会社)(三重県)

四日市機械器具工業協同組合に所属する中小企業16社が立ち上げたグループ。所属企業は様々な業種の下請け企業で、16社のもつ技術やノウハウを集結し、組織内一貫生産を行う事で、構想、設計、加工、組立、設置などの一括対応も可能で、幅広いニーズに応える。

さらに、平成23年9月に全国16のモノのづくり企業群と「Monozukulink.net」を設立し、全国の企業グループと交流することで事業展開の可能性拡大につなげている。

IH加熱反応缶(データ収集用攪拌装置付)

加熱精度の高いIH(電磁誘導加熱)を応用した化学・医薬・食品産業等の研究開発用の加熱反応装置

○定常・非定常攪拌装置を備えることにより混合溶解、溶液調整などが効率的にでき、高精度なデータ収集が可能

○高い安全性と省スペース・省メンテナンスを実現した、卓上型ラボスケール製品



(8) BCP(事業継続計画)の推進による地域経済のリスク対応力の強化

- 神奈川県メッキ工業組合と新潟県鍍金工業組合による「BCP協定」(広域連携)
 - 協同組合松江流通センターは、組合員個別企業のBCPと連動した組合ぐるみのBCPを策定した。
 - 全日本電気工事業工業組合連合会「災害時応急復旧に係わる組合連携協定」
 - 協同組合山梨県流通センターでは組合として、組合員非常時用に2万リットルのガソリンを備蓄(会員企業が持つ空き地下タンクを利用)
- 全国中央会は「組合向けBCP策定運用ハンドブック」(書き込み型)を作成、各地でセミナー開催。



メッキ組合のBCP協定の調印式
(2011年4月25日)



災害緊急時用ガソリンの
備蓄完了
(2012年10月19日)



災害時応急復旧に係わる組合連携
調印式 (2013年6月26日)

(9) 組合間連携で被災産地が事業再建を目指す

○組合間連携 (共同で事業再建)

- ・秋田県漆器工業協同組合(秋田県)
- ・雄勝硯生産販売協同組合(宮城県)
- ・大堀相馬焼協同組合(福島県)

3組合で、「復興祈念硯箱」を製作・販売。

安倍総理と甘利大臣に「復興祈念硯箱」(勝硯、相馬焼、秋田漆器の3組合連携商品)を説明する佐藤秋田県漆器工業協同組合理事長

(平成25年6月30日 自由民主党 中小企業・小規模事業者政策緊急フォーラムにて)



4. 外形標準課税の中小企業への適用拡大には絶対反対

(1) 自治体と協力しながら地域を支えているのが中小企業・中小企業組合である。中小企業は、消費税増税、原材料費・電気料金等の上昇という転嫁の難しいコストアップ要因と戦いながら、1社では出来なくとも、皆で連携・共同化を図り、地域経済を支えていこうと、存亡をかけて必死に事業を行っている。

中小企業は、(参考資料1)のとおり、黒字企業であっても利益水準は低く、担税力に乏しい。さらに、赤字で事業継続に苦闘している中小企業に課税されることになれば、減り続けている中小企業の減少を更に加速させ、地域経済を支える中小企業が失われていく。

(2) (参考資料2)の通り、資本金1億円以下の法人等が雇用している従業者は、地方であれば8割から9割にも達している。当然ながらその賃金は中小企業が支払っているものである。

その中小企業は、昨年の中労使会議において、賃金引き上げにより経済の好循環を図ろうとする政府の要請に応え、賃金引き上げにもできる限り協力し、今年、52.0%が賃金を引き上げている(全国中央会調べ)。

(3) 外形標準課税は、雇用を増やし、賃金を払えば払うほど増税になる、しかも赤字の企業にまで課税しようとすることは、中小企業にとって驚くべき政策変更であり、到底受け入れることは出来ない。外形標準課税の中小企業への適用拡大には絶対反対である。

(参考資料 1)

平成24年度 所得階級別・資本金階級別法人数

所得階級 \ 資本金階級	1 億円 以下計	1億円 超計
合計 法人数		
利益計上法人		
100万円 以下	234,073	444
100万円 超	94,674	461
200万円 //	60,008	248
300万円 //	77,428	356
500万円 //	97,042	596
1,000万円 //	69,826	874
2,000万円 //	57,513	1,498
5,000万円 //	22,853	1,513
1億円 //	12,049	1,639
2億円 //	6,717	2,470
5億円 //	1,722	1,667
10億円 //	741	2,693
計	734,646	14,459

(「会社標本調査」(平成24年度)から全国中央会にて抜粋)

(参考資料2) 従業者数(資本金1億円以下等の法人が占める比率の高い順)

	従業者総数 (人)	うち個人事業所(人)	うち法人 (人)	法人のうち資本金1億円超(人)	法人に占める比率	1億円超以外 (人)	従業者総数に占める比率	法人に占める比率
宮崎県	365,157	69,523	295,634	23,582	8.0%	272,052	74.5%	92.0%
奈良県	321,414	76,736	244,678	20,492	8.4%	224,186	69.7%	91.6%
長崎県	448,617	89,468	359,149	30,461	8.5%	328,688	73.3%	91.5%
鳥取県	183,470	28,725	154,745	13,209	8.5%	141,536	77.1%	91.5%
島根県	243,637	41,878	201,759	18,033	8.9%	183,726	75.4%	91.1%
高知県	245,641	50,245	195,396	17,583	9.0%	177,813	72.4%	91.0%
秋田県	345,706	63,671	282,035	27,193	9.6%	254,842	73.7%	90.4%
熊本県	567,389	90,045	477,344	48,255	10.1%	429,089	75.6%	89.9%
佐賀県	274,146	56,150	217,996	22,778	10.4%	195,218	71.2%	89.6%
徳島県	253,496	43,362	210,134	22,540	10.7%	187,594	74.0%	89.3%
青森県	428,913	78,173	350,740	39,889	11.4%	310,851	72.5%	88.6%
岩手県	413,296	70,139	343,157	39,311	11.5%	303,846	73.5%	88.5%
山梨県	294,270	61,460	232,810	27,344	11.7%	205,466	69.8%	88.3%
沖縄県	452,911	110,046	342,865	43,290	12.6%	299,575	66.1%	87.4%
鹿児島県	570,548	91,540	479,008	62,913	13.1%	416,095	72.9%	86.9%
福井県	318,476	54,360	264,116	36,359	13.8%	227,757	71.5%	86.2%
愛媛県	510,888	75,921	434,967	62,188	14.3%	372,779	73.0%	85.7%
岡山県	680,368	83,152	597,216	86,002	14.4%	511,214	75.1%	85.6%
石川県	459,112	75,432	383,680	56,977	14.9%	326,703	71.2%	85.1%
大分県	408,951	62,466	346,485	51,728	14.9%	294,757	72.1%	85.1%
茨城県	889,749	150,816	738,933	111,243	15.1%	627,690	70.5%	84.9%
北海道	1,810,370	207,799	1,602,571	242,198	15.1%	1,360,373	75.1%	84.9%
栃木県	624,564	97,011	527,553	79,844	15.1%	447,709	71.7%	84.9%
香川県	380,520	47,430	333,090	50,493	15.2%	282,597	74.3%	84.8%
長野県	771,014	119,257	651,757	98,961	15.2%	552,796	71.7%	84.8%
三重県	578,876	106,766	472,110	72,766	15.4%	399,344	69.0%	84.6%
山形県	410,169	71,707	338,462	53,312	15.8%	285,150	69.5%	84.2%
岐阜県	775,848	138,722	637,126	101,626	16.0%	535,500	69.0%	84.0%
和歌山県	323,144	80,660	242,484	39,187	16.2%	203,297	62.9%	83.8%
宮城県	705,811	98,271	607,540	101,723	16.7%	505,817	71.7%	83.3%
新潟県	890,878	136,137	754,741	126,991	16.8%	627,750	70.5%	83.2%
滋賀県	422,128	75,509	346,619	65,182	18.8%	281,437	66.7%	81.2%
山口県	495,200	74,559	420,641	79,210	18.8%	341,431	68.9%	81.2%
静岡県	1,405,239	212,765	1,192,474	228,109	19.1%	964,365	68.6%	80.9%
福島県	652,167	94,293	557,874	106,935	19.2%	450,939	69.1%	80.8%
富山県	441,303	69,285	372,018	73,038	19.6%	298,980	67.7%	80.4%
群馬県	755,508	108,861	646,647	135,266	20.9%	511,381	67.7%	79.1%
兵庫県	1,798,164	308,876	1,489,288	320,851	21.5%	1,168,437	65.0%	78.5%
広島県	1,155,606	134,279	1,021,327	222,967	21.8%	798,360	69.1%	78.2%
埼玉県	1,917,765	255,164	1,662,601	386,762	23.3%	1,275,839	66.5%	76.7%
千葉県	1,503,052	199,944	1,303,108	312,368	24.0%	990,740	65.9%	76.0%
神奈川県	2,595,792	277,887	2,317,905	567,825	24.5%	1,750,080	67.4%	75.5%
福岡県	1,979,097	272,308	1,706,789	420,630	24.6%	1,286,159	65.0%	75.4%
京都府	1,055,755	165,150	890,605	222,531	25.0%	668,074	63.3%	75.0%
愛知県	3,373,424	382,283	2,991,141	911,020	30.5%	2,080,121	61.7%	69.5%
大阪府	4,545,461	521,273	4,024,188	1,379,740	34.3%	2,644,448	58.2%	65.7%
東京都	13,442,687	560,234	12,882,453	6,841,951	53.1%	6,040,502	44.9%	46.9%
全国	53,485,697	6,339,738	47,145,959	14,102,856	29.9%	33,043,103	61.8%	70.1%

資料：平成24年経済センサスー活動調査を全国中央会で再編加工

地方法人課税について

平成26年10月

全国知事会 地方税財政常任委員長 石井隆一

1 税源の偏在性の是正

- 税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきである。
- 地方消費税は地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性が比較的小さい税ではあるものの、一人当たり税収で最大2倍の格差が存在していること、さらに、不交付団体には社会保障給付支出の増加額を上回る地方消費税の増収が生じる一方、交付団体については、これが地方交付税の振替である臨時財政対策債の減少等により相殺されることになる結果、不交付団体と交付団体の間の財政力格差がさらに拡大するといった課題が生ずる。
- 今後増加する社会保障関係費の財源を確保するため、消費税・地方消費税率をさらに引き上げる場合には、引上げ分の全てを国の消費税とし、そのうちの一部を地方交付税としたほうがよいのではないかという議論につながるおそれもあり、これは、地方分権の観点からは必ずしも好ましいことではない。

1 税源の偏在性の是正（続き）

- 地方法人特別税のように地方税を単純に国税化し、偏在是正の財源として活用することは、暫定措置としてはともかく、地方分権の観点に沿った税制のあり方としては適切ではない。
- 大都市圏の都府県からは本来地方税の充実によって対応すべきとの意見もあるが、今後も地方分権改革を進め、地方税源の更なる充実を実現していくためには、地方消費税率の引上げとあわせて税源の偏在是正策を講ずることが必要不可欠である。
- 消費税・地方消費税率の10%への引上げの際には、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるなど、引き続き偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、偏在是正により生ずる財源については確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置とすべきである。

1 税源の偏在性の是正（続き）

- 地方法人特別税・譲与税制度については、あくまでも暫定的な措置として導入されたものであり、その廃止等を図ることを基本として検討すべきであるが、単に法人事業税に復元するだけでは地域間の税収格差が現在より拡大すること、また景気回復に伴い法人関係税収が増加するとさらに税収格差が拡大することになるといった課題があり、現行制度が持つ偏在是正効果を十分に踏まえるべきである。

（参考）地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動

富山県試算

不交付団体		交付団体	
歳入(A)	<p>地方消費税増加額（1.2%分）</p> <p><u>2,100億円</u></p> <p>※地方消費税引上げ時点(平成26年度)で臨時財政対策債は発行していない。</p>	歳入(A')	<p>地方消費税増加額（1.2%分）</p> <p>1兆3,100億円 ①</p> <p>臨時財政対策特例加算及び臨時財政対策債の減少</p> <p>△5,300億円 ②</p> <p>① + ② = <u>7,800億円</u></p> <p>※上記②の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債等が減少</p>
歳出(B)	<p>社会保障関係費の増加額</p> <p><u>900億円</u></p>	歳出(B')	<p>社会保障関係費の増加額</p> <p><u>7,800億円</u></p>
(A) - (B) = 1,200億円		(A') - (B') = 0	

注：社会保障関係費の増加額は、社会保障4経費における地方の負担割合等（平成23年12月「国と地方の協議の場」提出資料（総務省、厚生労働省）等）に基づき、都道府県の歳出増加総額を消費税率に換算して0.34%程度になると推計した上で、人口により交付・不交付団体に比例あん分した。

(参考) 平成26年度与党税制改正大綱 (地方法人課税の偏在是正)

【消費税率8%段階】

- 法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化 (5,800億円)
- 偏在是正により生じる財源 (不交付団体の減少分) を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小 (6,200億円) し、法人事業税に復元

【消費税率10%段階】

- 法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

(参考) 消費税・地方消費税率引上げ等による人口1人あたり 都道府県税込等の変動

富山県試算

	H24決算 (都道府県)	消費税・地方消費 税率8%段階	法人税割の 交付税原資化 (H26税制改正)	地方法人特別税・ 譲与税の見直し (H26税制改正)
最大 (東京都)	167,906 円/人	175,994 円/人	167,624 円/人	172,951 円/人
最小 (沖縄県)	69,971 円/人	69,971 円/人	70,660 円/人	70,269 円/人
最大/最小	2.40 倍	2.52 倍	2.37 倍	2.46 倍

2 法人実効税率の見直し (1) 代替税財源の確保

- 国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、さらに、今後の人口減少・少子高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられないなかで、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源である法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えることが懸念される。
- 法人実効税率を引き下げる場合には、法人関係税に係る課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないよう、恒久減税には恒久財源を確保すべきである。
- なお、平成27年10月に予定されている消費税・地方消費税10%への引上げという状況を踏まえると、個人住民税や固定資産税の税率引上げは住民理解を得ることが困難であり、現実的な措置ではないため、可能な限り「法人課税の中での税収中立」を優先すべきである。

(参考) 法人実効税率 1%あたり税収 (国・地方)

- 平成26年度予算・地方財政計画ベースの法人関係税 17.6兆円 (うち法人所得課税は 16.2兆円)。
- 法人実効税率 1%あたりの税収は、国・地方をあわせて 4,670億円
 (法人所得課税(国・地方)合計額 16.2兆円 ÷ 法人実効税率 34.62%[標準税率ベース])
 ⇒ 1%あたり税収のうち地方税財源は「地方交付税原資分も含めると 2,550億円 (54.6%)」

		法人所得課税 (国・地方) H26予算額	法人実効税率 (標準税率 ベース)	実効税率 1% あたり税収
国	法人税	10.0兆円	23.79%	3,209億円
	うち交付税原資 (34%)	(3.4兆円)		(1,090億円)
	地方法人特別税	2.2兆円	4.00%	540億円
地方	法人事業税 (所得割)	1.8兆円	2.71%	365億円
	法人住民税 (法人税割)	2.2兆円	4.12%	555億円
	都道府県民税	(0.6兆円)	(1.19%)	(160億円)
	市町村民税	(1.6兆円)	(2.93%)	(395億円)
合 計		16.2兆円	34.62%	4,670億円

⇒

法人実効税率 1%に 占める地方税財源
2,550億円

54.6%

※ 法人所得課税16.2兆円 = 法人関係税17.6 - (法人住民税均等割0.5 + 法人事業税付加価値割0.4 + 同資本割0.2 + 同収入割0.2)

※ 各税目ごとの「実効税率 1%あたりの税収」は、「合計の 1%あたり税収」を法人実効税率のシェアであん分

2 法人実効税率の見直し (2) 外形標準課税の拡大

- 法人事業税は、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていることから、法人が行う事業活動の規模に着目して課税するものであり、応益性の原則から見て外形標準課税は法人事業税の課税方式として望ましいものである。
- 外形標準課税は、努力をして成果を上げた企業にとっては、法人所得に係る税負担が軽減される効果を持ち、新規投資や新分野への進出の促進による経済の活性化が期待でき、政府が目指す経済政策の方向性と一致するものである。
- 付加価値割による外形標準課税は、法人による給与額の増減はその分単年度損益の増減につながり、結果として課税標準である付加価値額は変化しないことや、付加価値額に「雇用安定控除」の仕組みがあることから賃金や雇用に影響を及ぼすことはなく、経済の好循環の実現に反するものではない。

2 法人実効税率の見直し（2）外形標準課税の拡大（続き）

- 応益性の強化・税収の安定化のために、まずは既に外形標準課税が導入されている大法人（資本金1億円超）について、外形標準課税（付加価値割）を拡大していく方向で検討すべきである。
- 中小法人（資本金1億円以下）への外形標準課税の拡大については、今回の法人税改革は法人の国際競争力の強化等の観点から議論が行われていること、地域経済の実態として中小法人を取りまく環境は依然厳しいこと、中小法人の経営に対する配慮から中小法人に係る現行の税率は低く設定されていることなどを踏まえて、慎重に検討する必要がある。
- 本年6月にまとめられた政府税制調査会の報告書では「事業活動規模をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本割を付加価値割に振り替えることが望ましい」とされ、また「法人住民税均等割の増額について、新たな指標の作成や区分の再検討を含めて検討すべきである」とされていることを踏まえ、中小法人の経営に配慮しながら外形標準課税（資本割）及び法人住民税均等割の見直しを進めるべきである。

(参考) 地方の行政サービスと法人所得課税 (H24決算)

都道府県

(単位: 億円)

歳出(一財充当)		法人所得課税等	
商工・労働	6,546	法人税割	6,859
農林水産	7,750	法人事業税	23,537
警察・消防	30,065	地方法人特別譲与税	16,709
教育	83,211	法人税(法定率34%) ※	14,276
土木	14,382		
合計	141,954	合計	61,381

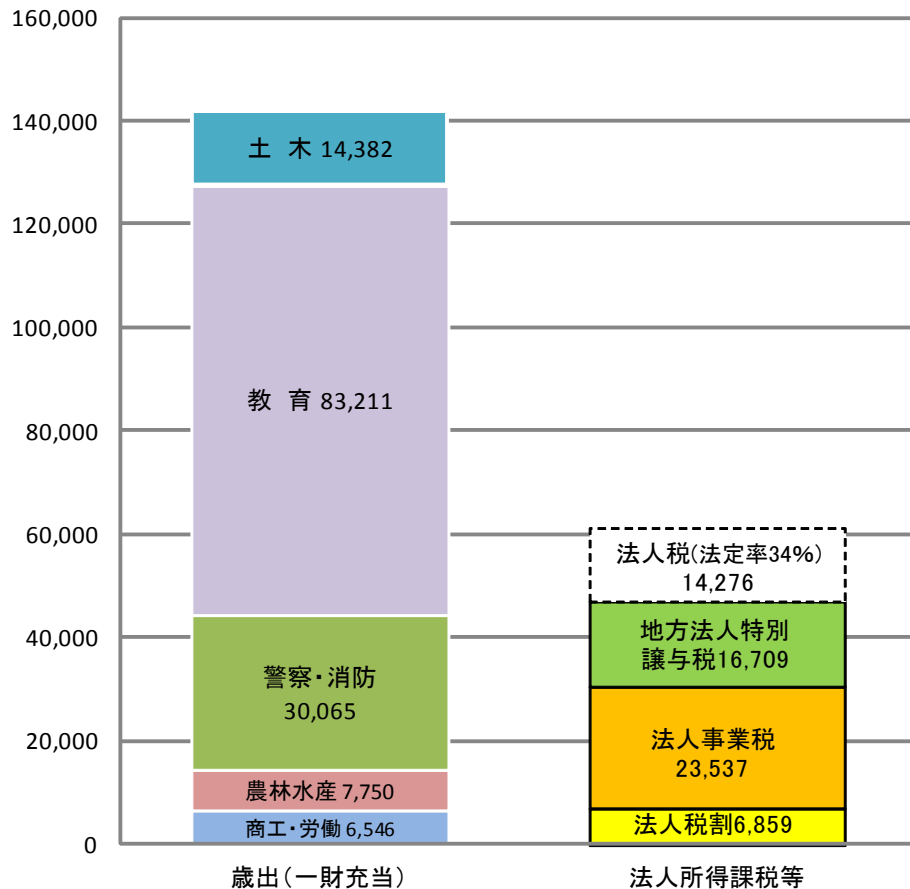
市町村

(単位: 億円)

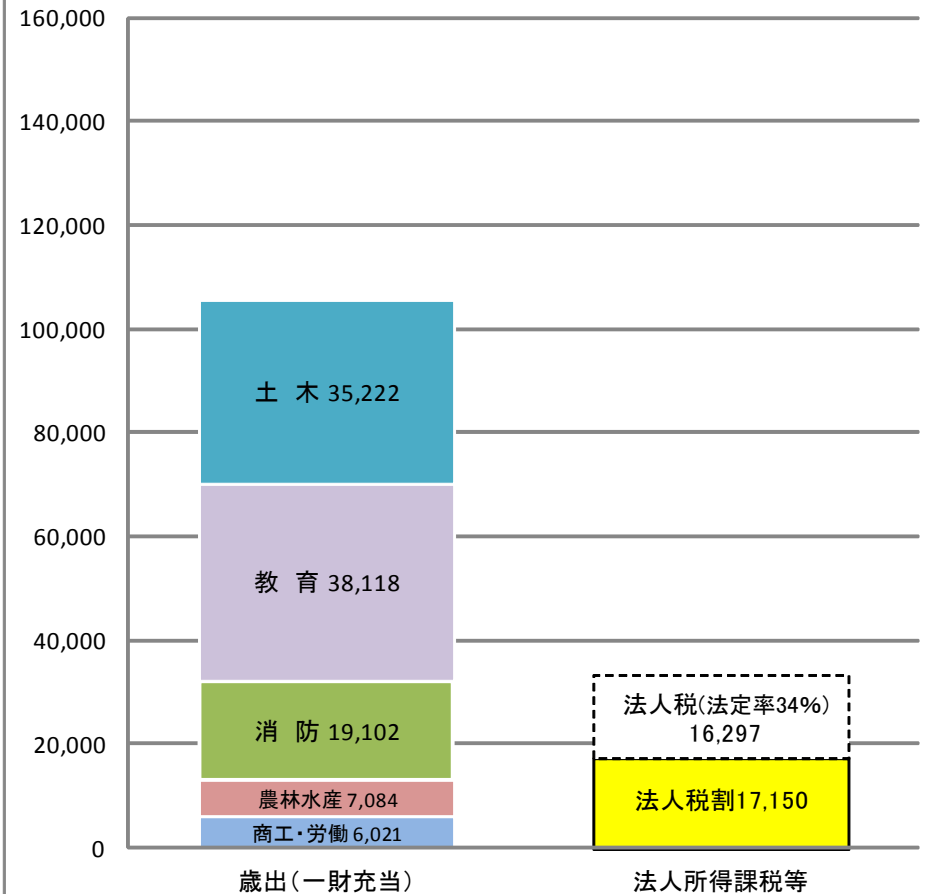
歳出(一財充当)		法人所得課税等	
商工・労働	6,021	法人税割	17,150
農林水産	7,084	法人税(法定率34%) ※	16,297
消防	19,102		
教育	38,118		
土木	35,222		
合計	105,547	合計	33,447

※地方交付税原資となる『法人税(法定率34%) 30,573億円』については、H24基準財政需要額により都道府県と市町村をあん分

都道府県



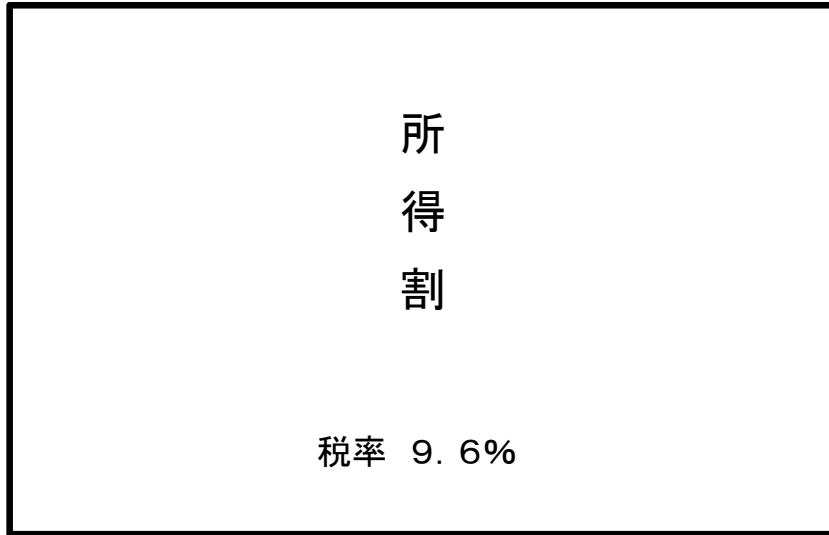
市町村



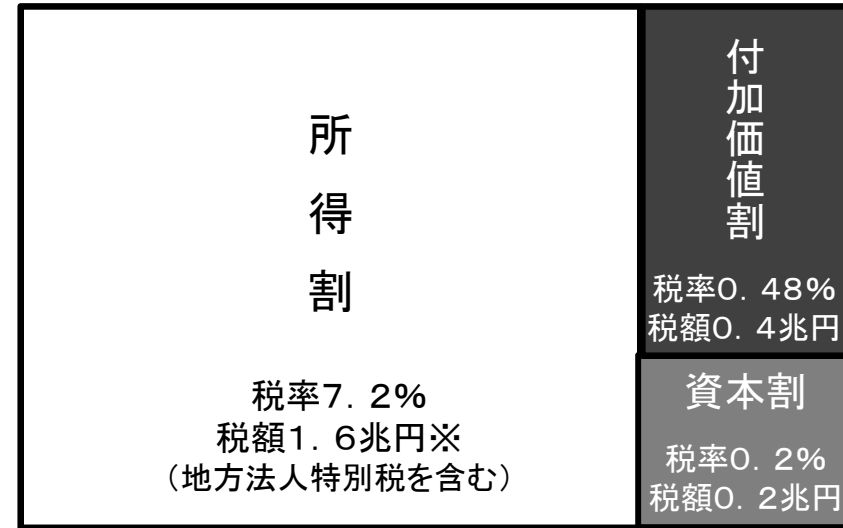
(参考) 外形標準課税制度の概要

資本金1億円を超える法人が対象(平成24年度では全法人中1.0%(約2.4万社/245万社))

導入前



導入後 (税額は平成24年度分)



〔制度創設時の設計〕
2
…
1

〔 制度創設時の設計 3 : 1 〕

※ 税額は、超過課税分を含まない。

所得割

法人の所得によって課税

付加価値割

法人の付加価値額によって課税

$$\text{付加価値額} = \left[\begin{array}{l} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額※+純支払利子+純支払賃借料)} \end{array} + \text{単年度損益} \right] \times 0.48\%$$

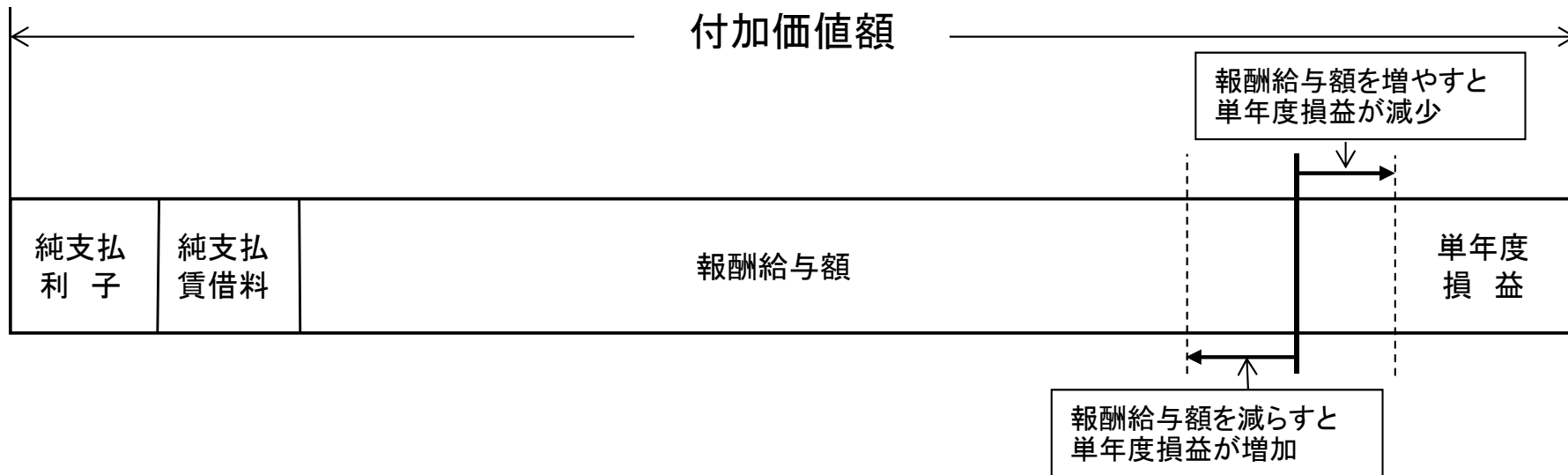
※雇用安定控除(収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除)有り

資本割

法人の資本金等の額によって課税(1千億円超部分の割り落とし、持株会社の特例有り)

$$\text{資本金等の額} = \left[\begin{array}{l} \text{資本金又は出資金の額} \\ \text{+ 資本金の額又は出資金の額以外の金額の増減額} \end{array} \right] \times 0.2\%$$

(参考) 付加価値額の各生産要素に対する中立性



付加価値額は、各生産要素の選択に関して中立的

⇒

報酬給与額を増減しても、税額は一定。

(具体例)

黒字法人の場合



赤字法人の場合



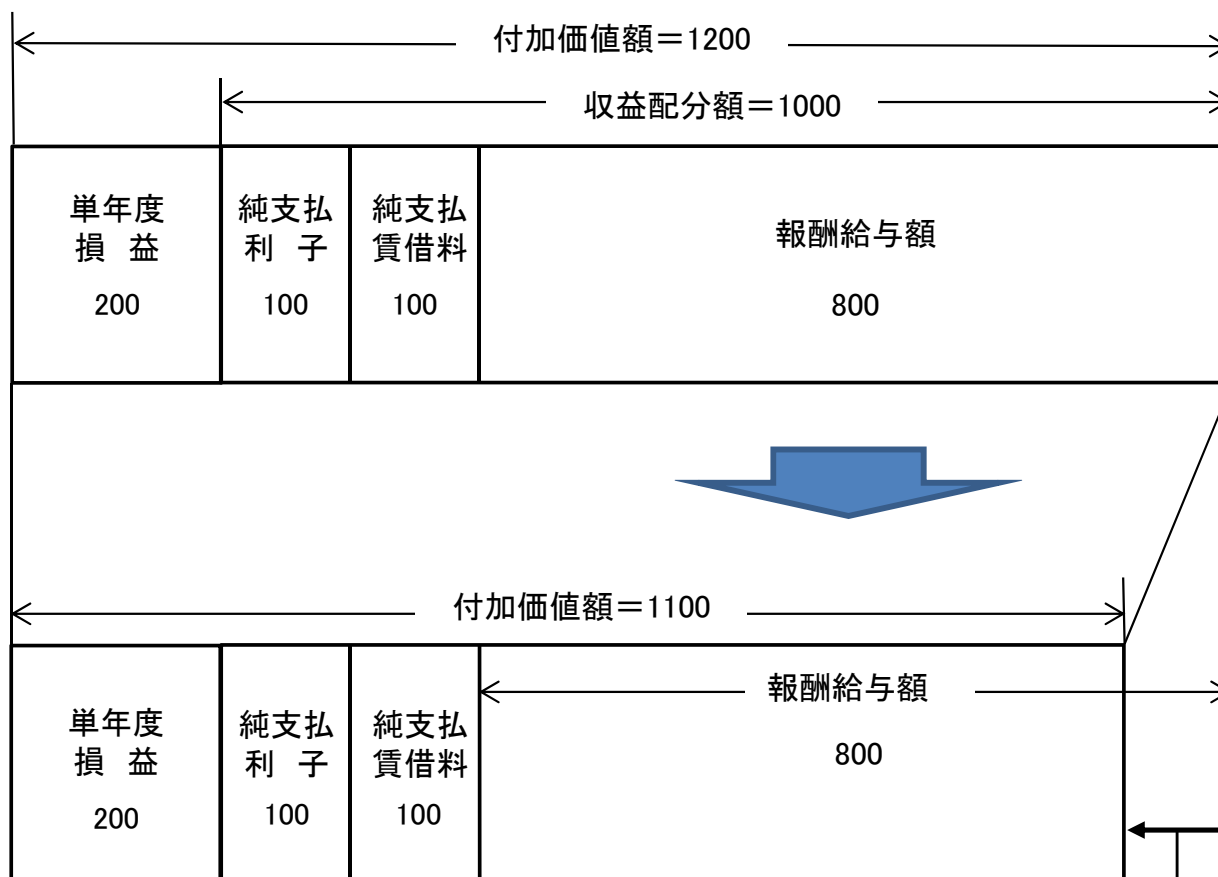
⇒ いずれの場合においても、報酬給与額の増減は、単年度損益の増減で相殺され、付加価値額は1200、800のまま。

(参考) 雇用安定控除について

$$\text{雇用安定控除額} = \text{「報酬給与額」} - \text{「収益配分額」} \times 70\%$$

「報酬給与額」が「収益配分額」の70%を超える場合、「付加価値額」から雇用安定控除額を控除する。

(具体例)



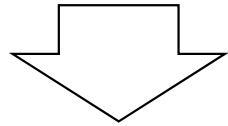
本来の付加価値額
= 1200

雇用安定控除を適用した後の付加価値額 = 1100

雇用安定控除
= 800 - 1000 × 70% = 100

○応益課税の歪みと課税ベースの浸食

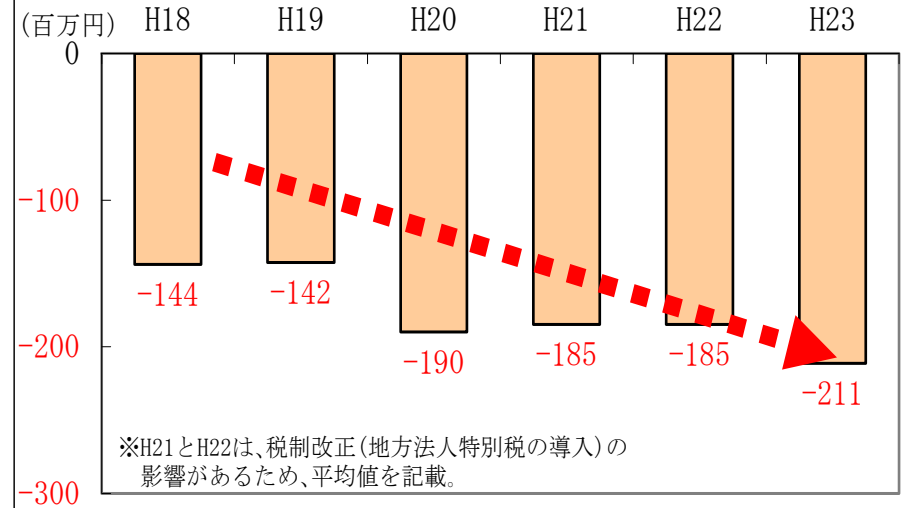
- 自己株式の取得の解禁(H13商法改正)により、市場等で自己株式の取得を行う法人が増加。
- 自己株式の取得は資本等取引であり、「資本金等の額」を算出の基準とする均等割及び資本割の課税ベースが浸食され、税収減。
- 「資本金等の額」と、法人の事業活動の規模との乖離が拡大。



均等割及び資本割の算出基準について、法人の税負担能力を適正に示す基準への見直しを行うことが必要。

資本金等の額 法人が株主等からの出資を受けた金額
(法人税法2条16号)
均等割(法人県民税)：資本金等の額を税率適用区分として年間2.1万円～84万円を課税。③税収10億円。
資本割(法人事業税)：外形標準課税として導入。
資本金等の額を課税標準として課税。③税収10億円。

資本割額の増減(H17比較) 【和歌山県】



A社(想定例) 資本金500億円(分割基準1/3)

事業年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
資本金等の額(億円) ※1	1,800	300	※2 300	300	※3 -100	-100	-100	-1,000
増減要因		自己株式消却			自己株式取得			自己株式取得
均等割(千円)	800	800	800	800	21	21	21	21
資本割(千円)	-	20,000	20,000	20,000	0	0	0	0

※1 H18税制改正以前は「資本等の金額」 ※2 H18改正により自己株式の取得時に「資本金等の額」を減算
※3 H20決算から「資本金等の額」がマイナス

平成23年度資本割

	税額	指数 (H17=100)
富山県	1,671	69
滋賀県	2,840	76
京都府	3,556	66
大阪府	19,899	70
兵庫県	8,054	74
奈良県	975	64
和歌山県	1,003	83
全国計	230,715	74

2 法人実効税率の見直し (3) 法人事業税等の損金算入

- 法人事業税は、その一部が所得への課税となっているものの、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うにあたって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けていることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づいて課税されるものであり、法人所得計算において損金に算入されているのは、こうした法人事業税の性格を踏まえたものである。
- 固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目し、資産価値に応じて応益的に課税する財産税（物税）であり、こうした性格を踏まえて同様に損金に算入されている。
- 法人実効税率引下げの代替税財源として、法人事業税や固定資産税の損金算入の廃止が検討されているが、これらの税は法人の事業活動や固定資産に係るコストであり、その応益課税としての性格に反するのではないかと懸念されることから、税制としての妥当性について十分議論し、慎重に検討すべきである

地方への人の流れをつくる新たな税制度(たたき台)

富山県資料

基本的な考え方

- 地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、若い世代が地方にとどまり安心して働ける雇用の場を創出
- 東京圏から地方に本社等の移転等を行う企業に対する税制上のインセンティブ

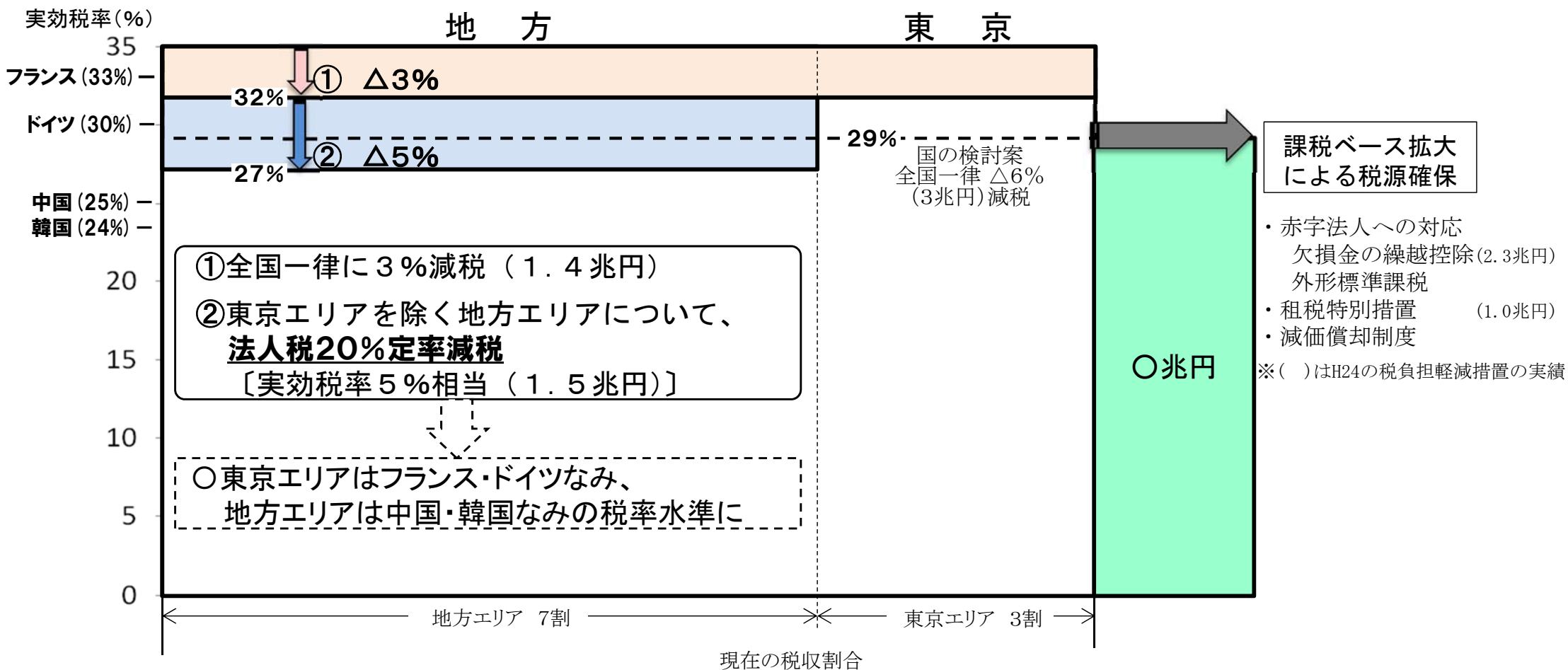
【試案】 地方に本社等の移転等を行う企業に対する法人税の引下げ、地方税の課税免除措置

- 対象法人：東京圏から地方へ本社等を移転等した企業（本社機能の一部移転や研究開発拠点の立地等を含む）
（案）・東京圏：まち・ひと・しごと創生法案を参考
 - ・本社機能の一部移転の認定要件 = 本社に勤務する従業員の5%以上が異動など
- 法人税に係る法人所得の30%を課税所得から控除 ※10年間
- 本社移転等に際して取得、建設、増設した土地・建築物・構造物・機械設備等について
 - ・国税（法人税等）の特別償却
 - ・地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税免除 ※取得等から10年間
- 課税免除による地方税の減収部分については、地方交付税による減収補てん措置の対象



ふるさとと企業減税の導入

- 国の3課題「人口減対策」「成長戦略」「財政再建」の解決手段が「ふるさとと企業減税」
- 国が検討中の減税規模(3兆円)を維持しながら、地方の法人税を東京より大きく減税



※ 法人住民税の課税標準を税額控除前の法人税額とすることにより、法人住民税は減収にならない。

地方税財源の確保・充実等に関する提言

平成 26 年 7 月 16 日
全 国 知 事 会
(地方税財政常任委員会)

I 地方分権改革の実現等に向けた地方税財源の確保・充実

政府のデフレ脱却と経済再生に向けた取組みにより、日本経済は明るさを取り戻しつつある。一方で、原材料価格の上昇やエネルギーコストの上昇等により、地域経済は予断を許さない状況が続いており、あらためて東京一極集中による地域間格差が進むなか、アベノミクスの効果は地方まで十分及んでいるとは言えない。さらに、人口減少・少子高齢化の影響は、地方における若年人口の減少などを通じて地域経済の活力を奪い、人口の流出に拍車をかける形で顕著に現れてきており、人口減少・少子高齢化は地域社会の衰退のみならず、今後の持続可能な社会保障制度の構築や財政健全化にとっても大きな課題となっている。

こうしたなか、政府は平成26年6月24日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（以下「骨太の方針」という。）において、持続的・安定的な成長実現に向けて、50年後に1億人程度の安定した人口構造の保持を目指し、少子化対策はもとより日本の未来像に関わるあらゆる分野の制度・システムの改革を進めるとする一方、国・地方のプライマリー・バランスについては、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比の半減、2020年度までの黒字化目標の着実な達成を目指すとしている。特に平成27年度は、基礎的財政収支対象経費に関して、非社会保障経費については前年度に比べてできる限り抑制することとし、社会保障支出についても聖域なく見直しに取り組むことにより、前年度からの増加を最小限に抑えろとされ、地方財政については、経済再生の進展を踏まえて、できる限り早期に財源不足額の解消を目指すなど、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを引き続き進めるとされたことから、引き続き地方交付税総額や公共事業費などについて厳しい議論が行われることが想定される。

地方財政の健全化に向けた努力は、引き続き必要だが、地方税収が未だリーマン

ショック前の水準に回復していないなか、歳出特別枠を含めた地方歳出の一方的な削減は、景気回復に向かっている地域経済に水をさすことになり、また、住民サービスに大きな影響を与えることとなり、行うべきではない。さらに、近年の地方歳出については、総額が抑制されるなか、国の法令等により義務的に実施する事業や高齢化等の進展等に伴う社会保障関係費の増加を、地方の給与関係経費や投資的経費などの削減で吸収しているのが実態であり、地方の懸命な歳出削減努力によるところが大きい。不可避的に増加する社会保障関係費に加え、地域経済活性化・雇用対策、少子化対策、国土強靱化対策の必要性が高まるなかで、今後は従来のような地方の自主的な歳出削減は極めて困難な状況にある。

地方が責任をもって地域経済活性化・雇用対策や少子化対策はもとより、国土強靱化のための防災・減災事業、教育、医療、高齢者対策等の福祉などの施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。

平成27年度においては、国と地方が連携してこそ日本の再生が実現できるということ踏まえ、アベノミクスの効果を地域の隅々まで行きわたらせるためにも、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめ、上記のような地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すべきである。

今後、人口減少・少子高齢化に伴う福祉、医療、少子化対策や、地域経済活性化・雇用対策、国土強靱化対策など地方の増大する役割に対応し、地方分権改革を実現していくためには、国と地方の税財源配分を国と地方の役割分担に見合った形で見直すとともに、地方消費税の充実や地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。

Ⅱ 税制抜本改革の推進等

1 社会保障と税の一体改革

社会保障と税の一体改革においては、今後も社会保障関係費の増加が続くと見込まれるなか、国の制度と地方単独事業それぞれのセーフティネットが組み合わさる

ことによって、今後の社会保障制度全体が持続可能となることから、消費税・地方消費税を5%引き上げるにあたり、地方分として1.54%（うち地方消費税1.2%、地方交付税原資0.34%）が確保されることとなり、まずは本年4月に消費税・地方消費税が8%に引き上げられた。

厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を踏まえれば、国民生活や地方経済の実態について勘案した上で、税率10%へのさらなる引上げを行うことが必要であり、そのためには今後も着実に国・地方を通じて経済状況を好転させなければならない。

また、税率引上げの際には引き続き、いわゆる「逆進性」への対策をはじめ、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（以下「消費税法等改正法」という。）において消費税の引上げを踏まえて検討することとされた課題等について、国・地方が相互に協力し、検討を進める必要がある。

具体的な検討にあたっては、以下の点を踏まえるべきである。

（1）低所得者層に配慮した「逆進性」への対応

消費税・地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることも踏まえて、十分な配慮が必要である。税率8%への引上げにあたって実施される簡素な給付措置等は暫定的及び臨時的な措置であることから、今後、①所得税の税額控除と低所得者層への給付金を組み合わせた「給付付き税額控除制度」等による緩和措置の導入、②食料品等の生活必需品や特定のサービスへの軽減税率の導入、③その前提としての「インボイス方式」の導入などについて、そのメリット・デメリットを広く国民に明らかにした上で検討すべきである。

なお、軽減税率については、平成26年度与党税制改正大綱において、税率10%時に導入すること、そのため、制度導入に係る詳細な内容について検討し、平成26年12月までに結論を得るとされ、先般6月には、与党税制協議会において、対象品目の線引き例と財源、区分経理など軽減税率制度導入のための課題と論点が示されたところである。

軽減税率の導入については、検討を要する課題が多岐に渡るため、その導入時

期については慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、地方消費税や地方交付税原資が減少することから、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、地方税財源を確保する方策を同時に講ずるべきである。

(2) 中小事業者への配慮

取引上不利な地位にある中小事業者において、消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」に基づき、今後も引き続き、下請事業者に対する不公正な取引の取締りや監視の強化などの対策を確実に実施すべきである。

(3) 地方消費税収と社会保障給付水準のかい離の調整

地方消費税は地域間の税収の偏在性の小さい税ではあるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、「消費税収の社会保障財源化」の趣旨を踏まえ、消費税・地方消費税率を10%に引き上げる際には8%時と同様に、引上げ分の地方消費税について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すべきである。

(4) 「人口」を重視した地方消費税の清算基準の検討

地方消費税については、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるために、各都道府県間において清算を行っている。社会保障財源を確保するため地方消費税を引き上げる経緯にも鑑み、清算基準である「消費に相当する額」について、小売年間販売額やサービス業対個人事業収入額、新たに導入された経済センサスでは正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。

(5) 税源の偏在性の是正

税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきである。

なお、地方法人課税のあり方の見直しにあたっては、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等に

よる税源涵養のインセンティブになっている面もあることなどを踏まえ、今後の地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討が必要である。

地方消費税は地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性が比較的小さい税ではあるものの、一人当たり税収で最大2倍の格差が存在していること、さらに、不交付団体には社会保障給付支出の増加額を上回る地方消費税の増収が生じる一方、交付団体については、これが地方交付税の振替である臨時財政対策債の減少等により相殺されることになる結果、不交付団体と交付団体の間の財政力格差がさらに拡大するといった課題が生ずる。偏在性の小さい地方消費税においても、このような課題を抱えていることから、今後増加する社会保障関係費の財源を確保するため、消費税・地方消費税をさらに引き上げる場合には、引上げ分の全てを国の消費税とし、そのうちの一部を地方交付税としたほうがよいのではないかという議論につながるおそれもあり、これは、地方分権の観点からは必ずしも好ましいことではない。また、地方法人特別税のように地方税を単純に国税化し、偏在是正の財源として活用することは、暫定措置としてはともかく、地方分権の観点に沿った税制のあり方としては適切ではない。大都市圏の都道府県からは本来地方税の充実によって対応すべきとの意見もあるが、今後も地方分権改革を進め、地方税源の更なる充実を実現していくためには、地方消費税の引上げとあわせて税源の偏在是正策を講ずることが必要不可欠である。

平成26年度税制改正においては、消費税・地方消費税の8%への引上げを踏まえ、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化することによる偏在是正方策が講じられ、併せて地方法人特別税の規模を2/3に縮小し、法人事業税への復元が図られたところである。

さらに、平成26年度与党税制改正大綱においては「消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う」とされている。

このため、消費税・地方消費税の10%への引上げの際には、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるなど、引き続き偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、偏在是正により生ずる財源については

確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置とすべきである。

(6) 地方法人特別税・譲与税制度の抜本的な見直し

地方法人特別税・譲与税制度については、あくまでも暫定的な措置として導入されたものであり、その廃止等を図ることを基本として検討すべきであるが、単に法人事業税に復元するだけでは地域間の税収格差が現在より拡大すること、また景気回復に伴い法人関係税収が増加するとさらに税収格差が拡大することになるといった課題があり、現行制度が持つ偏在是正効果を十分に踏まえるべきである。

(7) マイナンバー制度の円滑な導入

マイナンバー制度については、平成 28 年 1 月からの利用開始に向けて準備が進められているが、マイナンバー制度の導入に伴うシステム及びネットワーク構築・改修や維持管理に要する経費については、この制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることがないようにすべきである。

平成 26 年度には国により社会保障・税番号制度システム整備費補助金による財政措置が講じられたところであるが、国が設定した補助金の上限額と、地方団体の見積額に乖離が生じているものについては、その原因を分析し、地方に説明するとともに、不足が生じる場合には、必要な財政措置を講ずるべきである。

2 法人実効税率の見直し

(1) 法人実効税率を引き下げた場合の代替税財源の確保

「骨太の方針」においては、「日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。そのため、数年で法人実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020 年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具

体案を得る」とされた。

国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、さらに、今後の人口減少・少子高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられないなかで、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源である法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えることが懸念される。

また、地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地域社会の費用について法人もその負担を担うべきという観点から課税されているものである。

法人実効税率を引き下げ場合には、法人関係税に係る課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないよう、恒久減税には恒久財源を確保すべきである。

なお、平成27年10月に予定されている消費税・地方消費税10%への引上げ（消費税法等改正法第3条）という状況を踏まえると、個人住民税や固定資産税の税率引上げは住民理解を得ることが困難であり、現実的な措置ではないため、可能な限り「法人課税の中での税込中立」を優先すべきである。

(2) 外形標準課税の拡大

法人事業税は、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていることから、法人が行う事業活動の規模に着目して課税するものであり、応益性の原則から見て外形標準課税は法人事業税の課税方式として望ましいものである。

法人事業税の外形標準課税は、法人の事業活動の規模、すなわち事業活動価値等に応じた薄く広い課税により公平性を確保するとともに、応益課税としての税の性格を明確化し、税込を安定化させる機能を持つものである。

また、外形標準課税は、努力をして成果を上げた企業にとっては、法人所得に係る税負担が軽減される効果を持ち、新規投資や新分野への進出の促進による経済の活性化が期待でき、政府が目指す経済政策の方向性と一致するものである。なお、付加価値割による外形標準課税は、法人による給与額の増減はその分単年度損益の増減につながり、結果として課税標準である付加価値額は変化しないことや、付加価値額に「雇用安定控除」の仕組みがあることから賃金や雇用に影響

を及ぼすことはなく、経済の好循環の実現に反するものではない。

よって、応益性の強化・税収の安定化のために、まずは既に外形標準課税が導入されている大法人（資本金 1 億円超）について、外形標準課税（付加価値割）を拡大していく方向で検討すべきである。

なお、中小法人（資本金 1 億円以下）への外形標準課税の拡大については、今回の法人税改革は法人の国際競争力の強化等の観点から議論が行われていること、地域経済の実態として中小法人を取りまく環境は依然厳しいこと、中小法人の経営に対する配慮から中小法人に係る現行の税率は低く設定されていることなどを踏まえて、慎重に検討する必要がある。

(3) 法人事業税及び固定資産税の損金算入

法人が納付する租税公課は、国税・地方税を問わず企業会計上は一般に費用として経理されるものであり、法人税法上は法人税、法人住民税等の一部の税目についてのみ、限定的に損金算入を否定している。

法人事業税は、その一部が所得への課税となっているものの、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うにあたって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けていることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づいて課税されるものであり、法人所得計算において損金に算入されているのは、こうした法人事業税の性格を踏まえたものである。

また、固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目し、資産価値に応じて応益的に課税する財産税（物税）であり、こうした性格を踏まえて同様に損金に算入されている。

法人実効税率引下げの代替税財源として、法人事業税や固定資産税の損金算入の廃止が検討されているが、これらの税は法人の事業活動や固定資産に係るコストであり、その応益課税としての性格に反するのではないかと懸念されることから、税制としての妥当性について十分議論し、慎重に検討すべきである。

3 自動車関係税制の見直し

自動車関係税制については、平成 26 年度与党税制改正大綱において、自動車取得税に関しては消費税・地方消費税率 10%への引上げ時に廃止することとされた一方

で、自動車税に関しては消費税・地方消費税 10%段階において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成 27 年度税制改正で具体的な結論を得ることとされ、その税収規模は、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政への影響を及ぼさない規模を確保するとされた。

自動車取得税は、道路特定財源として創設され、平成 21 年度に一般財源化された以降も、それを大きく上回る道路の維持・整備費の貴重な財源であり、道路や橋梁、トンネルなどの老朽化に対する安全確保が求められる今日、都道府県及び市町村の重要税源として不可欠なものとなっている。

平成 27 年度税制改正における自動車取得税の廃止については、他の車体課税に係る措置と併せて講ずることとされていることを踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、地方団体の意見を十分踏まえて安定的な代替税財源の確保を同時に図るべきである。

4 地球温暖化対策のための税財源の確保

地球温暖化対策は、国のみならず、地方団体、事業者及び国民が一体となって取り組むことが重要であり、CO₂ 排出抑制と森林吸収源の両面から対策を推進する必要がある。こうした観点から、地方団体においては、新エネルギー・省エネルギー技術の普及・開発や森林の整備・保全の施策等にこれまで積極的に取り組んできており、地球温暖化対策推進の上で国以上に大きな役割を担っている。

「骨太の方針」においては、地球温暖化対策として森林吸収源対策等に取り組むとともに、「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、早急に総合的な検討を進める」とされている。

現在、地方団体は、国の森林整備加速化・林業再生基金等を活用し多くの事業を実施しているところであるが、基金はあくまでも臨時的な措置であることから、今後の税制改正論議を通じて、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率上乘せ分の用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保するなど、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に地方団体が果たす

役割を適切に反映した安定的かつ恒久的な地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すべきである。

Ⅲ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

1 一般財源総額の確保

偏在性の小さい地方税体系の構築を目指したとしても、地域間の財政力格差を解消することはできず、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなる。

かつて、三位一体の改革として地方交付税総額が大幅に削減されたことが、地方財政の危機に直結し、その後の地方の疲弊につながった。国の基礎的財政収支対象経費は近年、社会保障関係費の増により増加傾向である一方、地方はほぼ横ばいになっており、社会保障関係費の増嵩分については、給与関係経費や投資的経費の自主的な削減などにより対応してきたのが実情である。今後、少子高齢化の進展等に伴い社会保障関係費がさらに増加し、加えて、地域経済活性化・雇用対策、少子化対策、国土強靱化対策の必要性が高まるなか、従来のような地方歳出の削減は極めて困難な状況にあり、このようなこれまでの地方の自主的な歳出削減努力を十分踏まえ、今後必要となる地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映すべきである。なお、現在政府においては地方公務員の給与制度の総合的見直しの検討が進められているが、その検討にあたっては、平成25年度における国の主導による地方公務員給与の削減のための地方交付税総額の圧縮が再び繰り返されないようにすべきである。

平成26年度の地方財政対策では、歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算について一部縮小された一方、地域の元気創造事業を創設し、実質的には従来の特例枠の水準が確保された。近年の地方歳出は、社会保障関係費の自然増がある一方で歳出特別枠を含め同規模で推移しており、結果的に特別枠を含めて全体の所要額が確保されている状況にある。

平成27年度においては、東日本大震災の復興財源を別枠扱いとした上で、上記のような地方財政の状況を踏まえ、社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財

源はもとより、地方団体が地域の实情に沿った地域経済活性化・雇用対策や少子化対策などを講ずることができるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すべきである。

特に、地方交付税については、成長力の違いにより地域間格差が拡大するなか、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されることが経済効果を地域の隅々に波及させるために必要であり、その総額を確保するとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すべきである。

あわせて以下の取組みを進める必要がある。

(1) 中期財政計画に基づく一般財源総額の確保

「中期財政計画」においては、地方財政について、国の歳出の見直しと基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの方針が明記された。

一方、「骨太の方針」の平成27年度予算編成の基本的考え方においては、基礎的財政収支対象経費に関して、非社会保障経費は前年度に比べてできる限り抑制するとし、社会保障支出についても聖域なく見直し、前年度からの増加を最小限に抑えるとされている。

社会保障関係費については地方においても同様に不可避免的に増加しており、国と同じくその増分について適切に地方財政計画の歳出に計上すべきである。また、社会保障と税の一体改革の実施による引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障の充実や消費税率引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増はもとより、社会保障支出以外の経費の消費税率引上げに伴う歳出の増についても、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映すべきである。

平成27年度地方財政計画策定にあたっては、従来のような給与関係経費や投資的経費の削減などによる対応は極めて困難な状況にあることや社会保障関係費がさらに増嵩することなどを踏まえ、地方が、地域経済活性化・雇用対策、少子化対策、国土強靱化のための防災・減災事業、教育、医療、高齢者対策等の福祉等の行政サービスを十分に担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財

源総額を確保すべきである。

なお、地方の積立金が増加していることから地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、地方における近年の財政調整基金の増加は、巨額の借入金残高やリーマンショック時の税収減等を踏まえ将来の税収の変動に備えた財政運営の年度間調整の取組みの現れであり、また、地方は国と異なり、財政・税制上の広範な権限を有していないため、大規模な災害や経済不況による税収減等不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分踏まえるべきである。地方交付税が法定率の引上げによる制度本来の運用が行われなまま毎年度財源手当がなされるなど、財政運営上の予見が困難な状況の下、地方団体自らが基金の積立て等により年度間調整をせざるを得ないのであり、短期的な積立金の増減による歳出削減の議論は妥当ではない。

(2) 歳出特別枠の実質的な堅持

「骨太の方針」及び「中期財政計画」において、地方財政については、国の歳出の見直しと基調を合わせることでされており、特に、リーマンショック後に創設された地域経済の活性化や雇用対策のための歳出特別枠などを、経済再生に合わせ、削減する必要があるとされている。しかしながら、地方歳出は、地方財政計画ベースでは歳出特別枠を含めてもリーマンショック前とほぼ同規模であり、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や地域経済活性化等に係る歳出を地方の給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収し、また歳出特別枠で補っている状態にあると言える。そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきであり、これまで歳出特別枠が地域経済活性化・雇用対策等の財源確保に果たしてきた役割を踏まえ、引き続き堅持すべきである。仮に見直すのであればこれらの経費を通常の歳出に計上すべきであり、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組みを実施するため、歳出特別枠を実質的に堅持すべきである。

(3) 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

累増する臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきである。また、その償還額が累増していることを踏まえ、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すべきである。

(4) 偏在是正により生ずる財源の地方財政計画への確実な計上

消費税・地方消費税の引上げにあたり、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化することによって得られる偏在是正により生ずる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、その配分にあたっては、地方交付税が地方固有の財源であることを十分踏まえ、国による政策誘導とならないよう、また、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性のある偏在是正措置となるようにすべきである。

(5) 東日本大震災からの復興への対応

東日本大震災からの復興事業が遅滞することはあってはならず、平成27年度においても、国の責任において所要の財源を確保し、復旧・復興事業が着実に実施されるよう、必要な地方の復旧・復興事業費及び財源について、通常収支と別枠で確実に確保すべきである。

また、大規模な社会資本の復旧・復興等には平成27年度までの集中復興期間を超えた予算措置が必要となるものもあるため、来年度予算編成に支障を来たさないよう、平成28年度以降の特例的支援の継続について、方針をできるだけ早期に示すべきである。

2 経済状況の好転等に向けた取組み

(1) 消費税・地方消費税の引上げ

消費税・地方消費税の10%へのさらなる引上げのためには今後も着実に国・地方を通じた経済状況の好転が必要であり、平成27年度の地方財政計画の策定にあたっては、地方団体による地域経済活性化、景気・雇用対策とその積み重ねが日本経済に大きく貢献していることを踏まえ、アベノミクスの効果を地域の隅々まで行きわたらせ地域経済の底上げを図るために、地方が地域経済対策を十分講じられるよう、必要な地方一般財源総額を確保すべきである。

(2) 人口減少対策の抜本強化

近年の人口減少・少子高齢化の進展により、地方は消滅すら危惧される状況に至っている。

「骨太の方針」では、持続的・安定的な成長実現に向けて「人口急減・超高齢化」を克服し、50年後に1億人程度の安定した人口構造の保持を目指すとされたが、その達成のためには、国と地方があらゆる政策を総動員し、これまでの延長線上ではない効果的な対策を強力に展開していく必要がある。

国においては、平成25年度補正予算で「地域少子化対策強化交付金」及び「地域女性活躍加速化交付金」が創設されたが、少子化など人口減少の要因や女性の活躍を促進するための課題は地方ごとに大きく異なることから、抜本的な対策の強化に向けて地域の実情に応じた取り組みが重要となっている。地方において、結婚から子育てまでのライフステージに応じた施策はもとより若者や女性の雇用環境の改善や産業振興等の人口減少対策に総合的かつ主体的に取り組むために、新たな交付金の創設など自由度が高く安定した恒久財源の十分な確保を図るとともに、人口減少対策に資する新しい税制措置などについても検討すべきである。

なお、ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、人口減少対策に資する効果も期待されることから、その制度の拡充について検討すべきである。

(3) 国土強靱化対策の推進及び多重・分散型国土軸の形成

近年、大規模な地震や津波、台風、集中豪雨等といった災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。国土強靱化に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感をもって対策に取り組むことが不可欠である一方で、地方財政においては増嵩する社会保障関係費を捻出するため、投資的経費を削減せざるを得ない状況が続いている。

国民の生命・財産を守り、我が国の経済社会活動を将来にわたって維持・発展させるために、地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業等の地方単独事業に係る緊急防災・減災事業債を恒久化のうえ、

地域の実情を踏まえ拡充するほか、新たな交付金の創設も含め、緊急性の高い対策へ集中投資し強靱化を加速するための財源を確保すべきである。

また、首都機能のバックアップを担う交流圏の形成や日本海国土軸及び太平洋新国土軸をはじめとした多重・分散型国土軸の形成など、国土構造の変革による災害に強い国土づくりのためのインフラ整備を積極的に進めるべきである。

3 基金事業等の取扱い

現在の景気回復傾向を確かなものとし、アベノミクスの効果を地域の隅々まで行きわたらせるためには、引き続き、財政的な下支えが必要である。

平成25年度補正予算において、地域の実情に応じた多様な人づくりを進め、雇用の拡大や賃金の上昇等を図るため、緊急雇用創出臨時特例基金に「地域人づくり事業」が創設されたところであるが、当該事業はもとより、森林整備加速化・林業再生基金など、既存の基金が地域の経済、産業、雇用などを下支えする効果があることや、今後の消費税引上げの影響を見据え、基金事業の進捗等に応じ、必要なものは基金を増額し、事業期間も延長するとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組みが可能となるよう、要件の見直しを行うべきである。

なお、人づくりや森林整備、介護・医療など既存の基金が担う事業については、国・地方を通じて継続的に取り組むべき課題であり、本来は安定的・恒久的に財源が確保されるべきことに留意する必要がある。

IV 課税自主権の活用等

1 課税自主権の積極的な活用

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方財政事情を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

地方分権改革を進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を活かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権のさらなる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方

を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

2 課税自主権の拡大をはじめとする地方の自由度の拡大に向けた検討

地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等は認められているものの、実際の適用には高いハードルがあり、神奈川県臨時特例企業税条例を違法・無効とした平成 25 年 3 月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方団体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたことを踏まえ、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の見直しの検討を進めるべきである。

その観点からも、平成 24 年度税制改正において導入された「地域決定型地方税制特例措置」については、地方の自主性を尊重するため、地域の実情に応じて適用の拡大を図る方向で検討することが適当である。

V 国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。平成 27 年度地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とするとともに、「地方税財政分科会（仮称）」を設置し、地方の意見を適切に反映すべきである。

平成 27 年度 都市税制改正に関する意見

平成 26 年 9 月
全 国 市 長 会

政府のデフレ脱却と経済再生に向けた政策（アベノミクス）により、日本経済は力強さを取り戻しつつあるものの、現在の我が国は「人口急減・超高齢化」へと向かっており、地域の担い手や労働力人口が減少する等、地域社会を取り巻く環境は引き続き厳しいものとなっている。

このような中、都市自治体は、住民の最も身近なところで住民生活に直結した広範な行政サービスを提供しており、今後もそれらを持続的に実施していくためには、税源の偏在性が小さく、税収の安定した地方税体系を構築するなどにより、税財源を確保していくことが不可欠である。

しかしながら、市町村歳入決算額に占める地方税の割合は約 33%（平成 24 年度決算）にとどまっており、今後も増加していくことが見込まれている医療、介護、子育て等の社会保障サービスの充実や防災・減災対策、地球温暖化対策等、都市自治体が取り組まなくてはならない課題が山積していることを踏まえれば、都市自治体が担う事務と責任に見合った税財源を充実確保していかななくてはならない。

また、法人実効税率の見直し等国が地方税の減収を伴う制度改正を行う場合には、恒久的な歳入確保措置により、それに見合う安定的な税財源を確保する必要がある。

については、平成 27 年度の税制改正に当たって、都市自治体の意見を十分に踏まえ、基礎自治体を重視した真の分権型社会の実現のため、以下の事項について必要な措置を講じるよう要請する。

I 制度改正に関する意見

1 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

(1) 地方の財政自主権の拡充及び税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

- ① 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- ② 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 権限移譲に伴う税財政措置

国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

(3) 税制改正に関する地方の意見の反映

地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

2 消費税率の引上げ

消費税率（国・地方）の引上げについては、持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保する観点から、平成 27 年 10 月からの措置についても法の規定に基づき適切に対応すること。

また、消費税の軽減税率制度の導入については、対象品目選定の公平性、困難性等様々な課題があることから慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、都市自治体の社会保障財源に影響を与えることのないよう適切に対処すること。

3 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収は、地方公共団体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっている。したがって、その実効税率を引き下げの場合は、法人関係税に係る課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、都市自治体の歳入に影響を与えないこと。

4 地方法人課税の偏在是正に当たっての都市自治体の意見の反映

消費税率（国・地方）10%段階で法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。

今回の法人住民税法人税割の交付税原資化については、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであり、これを地方一般財源の不足に対する確保策としないこと。

5 固定資産税の安定的確保

(1) 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

とりわけ償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

(2) 平成 27 年度評価替え時において、土地評価額の上昇に対応するため平成 6 年度に拡充された課税標準の特例措置については、合理性等の観点から必要な見直しを図ること。商業地等の負担調整措置については、据置措置など、負担の公平性を図る観点から見直すこと。

- (3) 家屋の評価方法は、その複雑さから納税者の理解を得にくく、その事務量が膨大になっていることから、家屋評価方法の簡素化・合理化を図ること。
- (4) 無料低額診療事業及び無料低額介護老人保健施設利用事業に係る固定資産税の非課税措置について、生活保護法による保護を受けている者は、医療扶助等が講じられていることから「無料又は低額診療患者の割合」及び「無料又は低額利用に係る入所者の割合」の算定の対象から除外すること。
- (5) 地方税法第 408 条の規定による固定資産の実地調査については、市町村の評価事務上の期間的な制約等を考慮し、当該調査を補完するため、土地及び家屋においては、その用途等に異動が生じた場合、その所有者に申告させることができる旨の規定を設けること。

6 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保

自動車取得税については、その税収の 7 割が市町村に交付されている重要な財源であることから、消費税率（国・地方）10%段階における車体課税の見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

また、自動車重量税についても、税収の 4 割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

7 環境施策に係る地方の役割に応じた地方税財源の確保

地球温暖化対策のための税については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

8 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

9 都市税財源の充実強化

(1) 個人住民税

- ① 都市自治体が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するため、個人住民税の都市自治体への配分を充実すること。
- ② 個人住民税の本来の性格を踏まえ、新たな政策的控除の導入は原則として行わないこと。

また、現在導入されている各種控除についても課税の公平・中立・簡素等の観点から見直すこと。

(2) 法人住民税

- ① 法人の活動と都市行政との関わりの大きさ、都市税源としての重要性等にかんがみ、法人住民税の都市自治体への配分を充実すること。
- ② 法人住民税均等割については、広く住民が地域社会の費用を分担するものであり、地方分権を支える重要な税であるという性格や長期にわたり見直しがなされていない現状及び制限税率の適用状況を踏まえ、税率を見直すこと。
- ③ 日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入されているため、国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来す等の問題があるので、安定した税収入を確保できるよう、これらについて抜本的な見直しを行うこと。

(3) 地方たばこ税

地方たばこ税は、偏在性が小さい税であり、地方にとって重要な財源であることから、厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行のたばこ税の国と地方の配分割合 1 : 1 を堅持すること。

(4) 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税であり、これら事業の財源を確保するため、引き続き制度の維持を図ること。

(5) 基地交付金・調整交付金及び国有資産等所在市町村交付金

① 基地交付金・調整交付金

基地交付金・調整交付金については、市町村の固有の税源である固定資産税等の代替的性格を有するものであることから、一般行政施策と同列視して減額することなく、十分な予算額を確保すること。

② 国有資産等所在市町村交付金

ア 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を有していることから、固定資産税相当分を適正に算定すること。特に、建物、工作物等の算定に当たっては、耐用年数等一定期間経過後も固定資産税と同様の最低限度価格相当額を維持すること。

また、市町村長が当該交付金額の算定のために行う国有財産台帳の閲覧の請求等については、柔軟に対応すること。

イ 都市計画区域に所在する、国有資産等所在市町村交付金の対象資産については、都市計画税相当分も交付金に反映すること。

(6) 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

特に固定資産税等の非課税及び課税標準の特例措置については、抜本的に是正措置を講じること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

(7) 大都市等の事務配分の特例に対応した税制の充実強化

事務配分の特例により、都道府県の事務・権限が大都市等に移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であり、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、真の分権型社会の確立のためにも、都道府県税からの税源移譲により、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

(8) 課税・徴収体制等の改善

① 公的年金からの個人住民税の特別徴収制度の改善

地方税法に定められている年金保険者からの都市自治体への特別徴収対象者情報等の通知期日については、納税義務者に税額通知を行う時期を考慮し、現行より早めるよう見直すこと。

② ふるさと納税の申告手続の負担軽減

ふるさと納税に係る寄附金控除に関する申告手続については、寄附者の負担軽減を図るため、現行制度を見直すこと。

(9) 地方税法の改正時期等

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

また、その改正内容について、都市自治体に対して詳細な情報提供を行うこと。

(10) 軽自動車税の引上げ

軽自動車税については、30年ぶりに標準税率の引上げが行われたところであり、軽四輪等については、与党税制改正大綱において軽課について検討をすることとされているが、その検討に当たっては、都市税源の確保に十分に留意すること。また、二輪車に係る軽自動車税の標準税率の引上げについては、既に条例改正を行い、準備を進めているところであり、改正地方税法の規定のとおり、平成27年度から確実に行うこと。

10 社会保障・税番号制度の円滑な導入に当たっての対応

社会保障・税番号制度の導入を円滑に進めるため、都市自治体と十分な協議・調整を行い、都市自治体へ情報提供を行うとともに国民への周知徹底を図ること。

Ⅱ 制度運用の改善に関する意見

1 国税連携ネットワークシステム等による情報の提供

市税の賦課決定に当たり、市が所得情報を効率的に捕捉できるよう、国税連携ネットワークシステム等により、必要な情報（生命保険契約・損害保険契約等に係る年金等、商業登記簿情報等、また、確定申告書様式の第二表の情報については数値データ化したもの）を電磁的方法により提供すること。

また、国税連携ネットワークシステムによる所得税の確定申告情報の提供については、年度末までに行うこと。

2 税務情報の仕様等の創設、変更に伴う都市自治体の意見の十分な反映等

国等が提供する税務情報の仕様等を創設、変更するに当たっては、都市自治体の意見を十分反映すること。特に軽自動車に関する検査情報の提供システムの導入については、そのスキーム及び所要額が不明であることから、早急に関係機関と調整し、詳細を都市自治体に示すこと。

また、税制改正等に伴う都市自治体のシステム開発等に係る経費については、必要な財政措置を講じること。

「地方法人課税の偏在是正」について

平成26年10月7日

地方法人課税のあり方等に関する検討会特別委員

京都府井手町長 汐見明男

現在我が国では、人口減少の克服と地方再生が喫緊の課題となっているが、町村が自主性・主体性を発揮し地方再生や人口減少対策にしっかり取り組んでいくためには、何よりも町村の財政基盤の強化が不可欠であると考えており、その重要な要素として、税源偏在の是正に向けた議論は必要であると認識している。

平成26年度与党税制改正大綱では、偏在是正を更に進めるため、「消費税10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。」とされている。

法人市町村民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも幅広く負担を求めるために課税するものであり、これまで市町村は企業誘致などの税源涵養に努めてきたところである。

消費税率10%段階において、もう一度法人住民税法人税割の地方交付税原資化を行おうとするのであれば、こうしたことを十分念頭におき、町村の企業誘致のインセンティブにあまり影響が出ないよう配慮願いたい。

併せて、不交付団体における住民サービスへの影響についても考慮して検討していただきたい。

また、与党税制改正大綱では、「地方法人特別税・譲与税」について、消費税率10%段階において、「廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う」とされているが、その検討に当たっては、地方法人特別税・譲与税制度が、都道府県税である法人事業税の偏在是正の観点から構築され、機能してきたことも十分踏まえ、慎重な検討をお願いしたい。

平成27年度税制改正に関する要望

平成26年9月

全国町村会

平成27年度税制改正に関する要望

平成26年9月
全国町村会

現在我が国では、人口減少の克服と地方創生が喫緊の課題となっており、国、地方あげてこれらの課題に積極的に取り組んでいく必要がある。

町村が、自主性・主体性を発揮し地方創生を着実に進めていくとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策を実施するためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源配分のあり方の見直しと偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税率の引き上げなど、地方の自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の強化が不可欠である。

よって、平成27年度税制改正にあたっては、町村が自主性・自立性を発揮してこうした課題に着実に取り組むことができるよう、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

1. 国から地方への税源移譲等

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化をはかること。

ア. 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

イ. 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

2. 個人住民税の充実確保等

個人住民税は、負担分任を基調とした基幹税目であることから、その充実強化をはかること。

また、個人住民税の現年課税化については、町村や事業主の事務負担が増加することなどから、慎重に検討すること。

3. 地方法人課税等の見直しに係る税財源の確保

地方法人課税に関する検討にあたっては、法人市町村民税が、地域社会の費用について、その構成員である法人にも幅広く負担を求めるために課税することであること、企業誘致等の税源かん養のインセンティブとなっていること等を踏まえ、個別町村において行政サービスの低下を招かないよう慎重に行うこと。

また、法人実効税率のあり方の検討にあたっては、外形標準課税の拡充や租税特別措置の見直し等による課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを大前提とすること。

4. 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直されることとなれば、町村の財政に多大な支障を生じることから、現行制度を堅持すること。

5. 地球温暖化対策税制の創設

地球温暖化対策を着実に推進するためには、二酸化炭素排出抑制対策だけでなく、森林吸収源対策などの諸施策を地域において主体的に進めることが不可欠である。よって、国は、森林の整備・保全等に果たしている町村の役割を十分勘案し、次により、地方税財源の確保をはかること。

ア. 町村が、森林吸収源対策など地球温暖化対策を総合的かつ主体的に実施するとともに、豊富な自然環境により生み出される再生可能エネルギーの活用や山村の元気創造に取り組むことができるよう、地方税財源を確保する仕組みを早急に構築すること。

イ. 石油石炭税の税率の特例措置による税収の使途については、二酸化炭素排出抑制対策に限定せず、森林の整備・保全等の二酸化炭素吸収源対策を同列に位置付け、所要の財源を措置すること。

ウ. 石油石炭税の税率の特例措置による税収の一定割合は、森林の整備・保全、国土の保全・自然災害防止を推進する町村の果たす役割を踏まえ、森林面積に応じ譲与すること。

エ. 森林・林業・山村対策の抜本的強化の重要性をより明確にする観点から、二酸化炭素排出源を課税対象とする「全国森林環境税」を創設すること。

6. 自動車取得税等の見直しに係る代替財源の確保等

自動車取得税の廃止に伴う自動車税の環境性能課税の実施については、市町村財政の減収をきたさないことを前提として制度設計するとともに、自動車重量税のエコカー減税の拡充に伴う市町村財政への影響についても、確実に補填すること。

また、平成27年度からの二輪車に係る軽自動車税の標準税率の引上げについては、準備を進めているところであり、既に改正されている地方税法の規定のとおり、確実にを行うこと。

7. 消費税引上げに伴う軽減税率制度について

消費税10%時における軽減税率制度の導入については、対象品目選定の公平性及び困難性、国・地方の社会保障財源確保の重要性などに鑑み、極めて慎重に検討すること。

8. 市町村たばこ税の現行税収総額の確保

たばこ税の将来に向かつての税率引き上げの判断にあたっては、市町村たばこ税の現行税収総額に及ぼす影響等を見極めること。

9. ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

10. 入湯税の堅持

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

11. 地方税における税負担軽減措置等の見直し

地方税における税負担軽減措置等については、租税負担の公平性を期する見地から、さらに整理合理化すること。

12. 過疎対策法上の国税に関する特例の引き続き措置

現行過疎対策法上の国税に関する「減価償却の特例」について、平成27年4月以降においても引き続き措置するとともに、より充実したものとする